

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和6年12月10日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番 鈴木 勝利

2番 伊藤 知子

3番 藤田 尚美

4番 磯山 和男

5番 池辺 己実夫

6番 甲斐 徳之助

7番 塚原 正彦

8番 柳井 哲也

9番 遠藤 憲子

10番 大森 和夫

11番 加藤 政之

13番 山本 伸子

14番 小松崎 伸

15番 水梨 伸晃

16番 伊藤 裕一

17番 杉森 弘之

18番 須藤 京子

19番 黒木 のぶ子

20番 高嶋 基樹

21番 諸橋 太一郎

22番 石原 幸雄

1. 欠席議員 1名

12番 出澤 大

## 1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	大里明子
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課副参事	滝本仁
庶務議事課主査	椎名紗央里

## 令和6年第4回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和6年12月10日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

12番出澤 大議員から欠席の届出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、13番山本伸子議員。

〔13番山本伸子議員登壇〕

○13番 山本伸子 議員 皆様、おはようございます。

無党派の山本伸子でございます。

私は、今回2点、大きく質問してまいります。1点目は、適正な補助金等の在り方についての質問です。

令和6年度の当初予算ベースでも、約10億円の補助金が交付されております。一般会計予算327億円のうちの3%で、補助金は公益上、必要がある場合において、自治体の裁量で交付できるものです。それゆえに自治体の意思で改革することができる分野とも言えましょう。平成29年3月議会で私は同様の質問をした経緯がありますが、それからどのような改革が行われ、適正な補助金が交付されてきたのか伺ってまいります。

まず、1つ目です。

補助金の基本的な手続は牛久市補助金等交付規則に規定し、実際の補助金の交付は補助金交付要綱に基づき行うのが基本であるとされています。そこでお尋ねいたしますが、補助金交付要綱で規定していることには、何があるのでしょうか。主なものをお示してください。

また、市から交付されている補助金のうち補助金交付要綱が制定されているものは、どれほどになるのでしょうか。平成29年にお尋ねした際には全ての補助金に要綱を定めているわけではないとの御答弁でしたが、現状はどのようになっているのでしょうか。そして、交付要綱を定めていない補助金については、効率性や平等性、必要性などはどのように担保されているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 補助金等の交付につきましては、牛久市補助金等交付規則に基づき

交付の手続を行うことが原則であり、補助率、補助額を規則とは別に定める場合、申請様式などを簡略化する場合や国・県からの補助を受け単年度のみ実施する場合などは、牛久市補助金等交付規則の定めるもののほか、個別に要綱を定めているところでございます。

次に、個別の補助金交付要綱の制定件数につきましては、令和6年度当初予算における件数とはなりますが、補助金等149件のうち81件となっております。

また、補助金等につきましては、予算計上の際、全ての補助金等につきまして補助金等適正化委員会において審議を行っており、補助金の執行の段階におきましても、各課において申請者から提出された事業計画書及び収支予算書を審査するとともに、補助金等交付審査調書を作成し、効率性、平等性、責任性、公益性、必要性について審査し、総合意見、補助金等の交付の条件、指示事項等を付し補助金等の決定を行っていることで妥当性は担保されております。

加えて、監査委員事務局におきましては、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、毎年財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係る団体を選定し、監査を行っていることでも、妥当性の担保が図れているものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、2番目です。

この補助金の交付に係る事務手続、先ほども牛久市補助金交付規則、これはありますけれども、補助金交付の指針となるといったガイドラインは、平成29年度当時はありませんでした。補助金の支出根拠の明確化と判断の基準を確保するため、統一的な事項を定めたガイドラインを策定し市民への説明責任が果たせる仕組みが必要です。以前の御答弁では、補助金の在り方についての基本方針を検討していくとのことでしたが、その後、どのような検討がされたのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 補助金等につきましては、予算要求に係る留意事項におきまして補助金等に関する基本方針を定め、庁内に周知するとともに、各課におきましては当該基本方針に基づき予算要求及び補助金等の審査を行っているところでございます。

この補助金等に関する基本方針では、補助対象経費のうち自己資金等の財源を充てる経費と市の補助金等を充てる経費とを明確にすること、原則として食糧費、積立金、慶弔費、交際費、報償費、また、事業の性質上、補助事業に直接関係すると認められるものを除き人件費には補助金を使用しないこと、継続的に交付する補助金等については見直し期限を3年間と設定し3年を経過した補助金は効果検証を行うこと、団体の留保金の確保を促すことなどを定めてございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 補助金等に関する基本方針、これを定めて内部に周知しているということでしたが、これは一般に公表されているのでしょうか。もし公表されていないとしたら、それはどういう理由なのかをお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 補助金等に関する基本方針でございますけれども、当初予算の要求事項に係る留意事項の一つとして定めてございまして、留意事項にはそのほか、基本的留意事項、

積算に関する留意事項と、今申し上げましたとおり、補助金等に関する基本方針を定めてございます。このことから、補助金等に関する基本方針につきましては、補助金等に係る予算要求や執行に対しての考え方を統一するため、基本的な考え方をまとめたものでは確かにございますけれども、予算要求に関する一つの資料であることから公表してはございません。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 一つの資料であるからという御答弁でしたけれども、自治体によってはこういうガイドラインを定めたものを公表して、補助金の市民への理解につなげているところもありました。今後、公表する考えについては、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 多少その事例を調査研究しまして、公表できるかどうかも含め検討してまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、先ほどの基本方針に定めていることに関して、何点か確認してまいります。

先ほども御答弁にありました補助対象経費の明確化というところですね。この経費の範囲は、団体への補助金については特に注意すべきであると言われております。経費が補助対象であるのか、補助対象外であるのかを明確に区別し、市の補助金を財源とする経費と団体の自主財源とする経費とを区別した会計管理が求められれば、補助対象経費の範囲を定める必要が出てまいります。また、市においても、各年度の精算による補助金返還が行われず、団体において繰越金や積立金が積み上がっている状況もあるようでした。

この経費の基本的な考え方について伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 先ほど申し上げましたとおり、補助金等の交付に当たりましては、補助金等に関する基本方針におきまして補助金等を充てることのできる経費について基本的な考え方を定めており、基本方針に基づき審査し交付しているところでございます。

また、団体の収支において多額の繰越金がある場合は、予算の編成段階におきまして団体の留保金の活用を促し、補助金等の抑制や交付の適否を決定しており、補助金等の交付後におきましては、補助事業等の完了後に不要となった補助金等がある場合は市に返還を行うよう指導しているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 補助金は公的な財政支援であることを踏まえると、無制限に補助金を交付することは控えるべきです。そうした観点から、補助金額や補助率、これはどのように算定し決まっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 議員御指摘のとおり、補助金等が公的な支援である以上、無制限に

交付するものではなく、事業の目的に基づき必要な範囲内において交付するものであると考えてございます。

このことから、牛久市補助金等交付規則第6条第1項におきまして、予算の範囲内において補助事業等の執行に必要な経費の全部または一部について交付すると定めており、同条第2項におきましては、補助事業等の執行に最小限必要な経費の2分の1の範囲を限度とすると定め、対象経費に補助率を乗じて補助金等の額を算定しているところでございます。

しかしながら、事業の特性上、2分の1以上の補助金等を交付し支援すべきと判断される事業の場合におきましては、例外規定として、市長が特に認めた場合はこの限りではないとただし書きとして定め、当該規定に基づき算定している補助金等もでございます。

また、牛久市補助金等交付規則のほか、個別の補助金交付要綱を定めている場合は、当該要綱で定めた補助率等に基づき補助金等の額を算定しております。

なお、補助対象経費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、補助金等に関する基本方針に基づき審査をしているところでございます。

**○諸橋太一郎 議長** 山本伸子議員。

**○13番 山本伸子 議員** 平成29年度の予算編成に当たっては、補助金適正化委員会において全ての補助金を3つの区分、単年度のみ、国や県の補助制度が廃止となった場合には廃止を前提とするもの、もう一つが3年間で自立、廃止を前提とするもの、この3つの区分に分けて審査を行っていくことになりました。

では、直近の補助金等においては、これら3つの区分はどのような状況でしょうか。また、今年度廃止となったものや減額となったもの、逆に増額となったものは、補助金適正化委員会でのような審査により決まったのかをお尋ねいたします。

**○諸橋太一郎 議長** 糸賀 修経営企画部長。

**○糸賀 修 経営企画部長** 議員から今ありましたとおり、平成29年度の予算編成における補助金等適正化委員会におきまして、各団体における自立を促すこと及び市としての支援の内容を逐次見直すものであることを目的に、全ての補助金等を単年度のみ、国や県の補助制度が廃止となった場合には廃止を前提とするもの、3年後に廃止を前提とした上で見直しを行うものの3つの区分に分類いたしました。

この考えに基づき、令和6年度までの予算要求指針におきましては、3区分を設け廃止を視野に入れた見直しを決定したことから要求前に必ず効果の検証を行うこととしておりましたが、令和7年度当初予算編成からは、全ての補助金等につきましてゼロベースで内容の見直しを行うことと変更をしております。

これまで3年後に廃止を前提とした上で見直しを行うものとして毎年、各課におきまして効果の検証を行ってまいりましたが、補助金等適正化委員会において審議した結果、多くの補助金等が必要なものとして継続しているところでございます。

しかしながら、効果の認められないものや団体の自立や自主事業化が見込めるもの、また、賃金・物価高騰などの影響や補助対象事業の拡大に公益性等が認められるものなどの補助金等につ

きましては、財政課において内容を整理し、補助金等適正化委員会においてその内容が適正かどうかを審議し、補助金等の廃止、減額、増額等を決定しているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 一般的な考え方を今、お示しいただいたわけなんですけれども、具体的に149件に上る補助金の3つの区分、それぞれどれぐらい割合としてあるのか。また、令和6年度廃止となった事業や減額、増額、この事業の主なものをお示しいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 3つの区分につきましては、先ほど申しあげましたとおり、3年後に廃止を前提とした上で見直しを行うものとして毎年、各課におきまして効果の検証を行い、補助金等適正化委員会で審議した結果、多くの補助金等が必要なものとして継続していることから、財政課で作成する補助金交付金一覧につきましては、新規と増額、増減なし、減額、皆減の区分により作成し審議を行っており、3か分の件数は現在のところ、把握してございません。

令和6年度当初予算における補助金交付金一覧の件数を代わりに申し上げますと、新規が10件、増額が33件、増減なしが84件、減額が32件、皆減が12件、その補助金等につきまして審議を行ってございます。

次に、令和6年度予算におきまして廃止、減額、増額した補助金等の主なものとなりますが、具体的な事例につきまして申し上げます。

まず、ブリアントヴィルうしく実行委員会補助金につきましては、現状よりさらに集客の促進や経済効果が見込まれる場所、方法等を検討し、また、効果の検証について再考していただきたいとの考え方から廃止となっております。

また、うしくみらいエコフェスタ補助金でございますが、集客のための企画演出を見直し、他のイベントとの共同開催等の再検討を行っていただきたいとの考え方から減額となっております。

それと、かっぱ祭り実行委員会の補助金とうしくW a iワイまつり実行委員会補助金につきましては、前年度同額と一度査定をしております。ただ、査定をしたものの、物価高騰や労務単価の上昇が見込まれることから増額に至っております。

今、申しあげました補助金等のほか、全ての補助金等につきましては、先ほど申しあげましたとおり、内容等を記載した補助金交付金一覧を作成し、また、査定を行った補助金等につきましては、一つ一つ理由を付して補助金等適正化委員会に提示し審議を行った結果、決定に至っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 分かりました。

それでは、補助の効果について伺ってまいります。

補助金は公平性や効率性、そして、必要性が担保されて交付されていると先ほどもおっしゃってました。では、結果としてそれらの補助金の効果や評価をどのように検証しているのでしょうか。補助金の主な財源は市民の税金である以上、その必要性や効果を明らかにした適正な運用

が求められております。補助金の適正な運用が毎年の決算においてどのように検証され次年度予算編成に反映しているのか、お尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 全ての補助金等は、各課等におきまして毎年度その効果について検証を行っているところでございます。

予算編成の際には、補助金額や財源、交付対象、積算根拠、交付目的、交付効果の検証方法及び検証を行った結果、対象事業の収支などをまとめた調書を各課で作成し、当該調書に基づき結果を検証した結果を含め、補助金等適正化委員会において新規、増額、廃止、増減のない補助金等の全てについて審議を行い、審議した結果を予算に反映しているところでございます。

加えて、令和6年度におきましては、令和7年度の予算編成に向け、本年8月に市長、副市長を含めた補助金等のヒアリングを実施し、補助金等の目的や内容、効果など、個別要綱がない全ての補助金等につきまして再確認を行ってございます。

また、令和7年度予算編成方針におきましては、補助金をはじめとした全ての事業につきまして前例踏襲による予算計上といった考えを一掃し、ゼロベースで内容の見直しを図ることとしており、予算編成方針に基づき予算要求がなされ、現在、精査を行っているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今年度8月に要綱がないものも市長、副市長でヒアリングを行ってくださったということで理解いたしました。

それでは、最後、市民活動を応援する補助金制度の創設について伺ってまいります。

平成29年3月議会で私は公募型の補助金の創設を提案いたしました。その際の答弁では、現在の補助制度においては補助の交付を希望される方の申請について一切の制限をしておらず、市としては各団体や住民との自主的な取組について推奨しており、多くの団体や個人がこの制度を利用し積極的な活動がなされていると述べられました。

それでは、現在のこの補助制度の内容と直近ではどのような事業が補助事業として認められたのかをお示しくください。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 令和6年度予算で計上しました新たな補助金等につきましては、主なものとはなりますが、事業者の地球温暖化対策に対する取組へ支援する省エネ診断支援補助金、令和5年度予算では、地域住民が主体となった植樹ます等の環境美化活動及び保全等維持管理活動を支援する道路里親補助金などが挙げられ、市民・地域の要望と市の行政課題の解決の双方をかなえる事業につきまして創設された補助金等がございまして。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 直近では2件の新たな補助金、主なものを例として挙げていただきましたが、これらの補助金が広く市民に周知されているとは私は思いません。補助金の交付がどこでどのように決まっていくのか、補助金の交付先とその具体的な使い道などがどうなっているのか、市民には見えてまいりません。行政の内部では、補助金の調書を作成して予算、決算の審

査を行っているということですが、これも公表はされておられません。市民にとって透明性の高い補助金制度を整備していくことが求められているのではないかと私は思っております。

県南地区では、多くの自治体で公募型の補助金の制度をつくっています。その名称は、市民活動支援補助金、協働提案型公募補助金、公益活動助成金、市民活動サポート補助金など様々あります。設計制度も様々ですが、市民活動を応援する趣旨は共通です。

市民が社会のため市民自ら企画実施する事業を資金面で応援する制度は牛久市においては直ちに導入する必要性が低いと当時は答弁されました。しかし、第4次総合計画にも「市民共創」という言葉があるように、地域の課題解決を図るために市民が自発的に取り組む公益的な活動を市が支援することは、資金面で支援助もさることながら、行政に自分たちの活動が認められているということでもあり、その意義が大きいと考えます。公募型にすることで、広く自分たちの取組が市民に認知され、補助金の透明性にもつながります。市民活動を応援する補助金制度の創設、7年たった現在も牛久市においては直ちに導入する必要性が低いとお考えなのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 市民協働を目的とした各分野における公募型補助金につきましては、近隣では土浦市、龍ヶ崎市、阿見町、つくば市、取手市などにおいて、社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を行う団体に対し、その経費の一部を補助することによって市民活動の活性化を支援する制度として実施されてございます。

本市におきましては補助金等の申請に対しまして一切の制限は設けてはございませんが、公募型補助金は、市民の自由な発想やアイデアを生かすことで地域の活性化や地域の課題解決につながる有意義な取組となり得ると考えられる一方で、効果の測定や一定の基準を設けることが難しいことから、全ての市町村において導入されていないのが現状でございます。本市にとってどの分野に対して活用が可能か、また、目的や効果など、他市町村の事例や活用できる財源を考慮しながら検討してまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 効果の測定は難しい、また、全ての自治体でやっていないというのが導入しない理由なのかというところを再度、お尋ねしたいと思うんですけれども。補助金の申請は一切の制限を設けていないとおっしゃいましたが、結果として、毎年新たに補助金として上がっているのは一、二件と伺っています。これで様々な行政課題に役立っていると言えるのでしょうか。ほかの自治体でやっていないから牛久市ではやらないではなくて、ほかの自治体でやっていなくても牛久市ではやるというぐらいの気概といったものは考えられないのか、伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 公募型補助金でございますが、先ほど申し上げましたとおり、地域の活性化や地域の課題解決につながる取組であるとは認識してございますが、議員の御指摘にもあるように、補助金とは公的な財政的支援であることを鑑みますと、公募型補助金を導入するに当たりましては、活動の目的や効果が得られることが重要であると考えてございます。したがって

まして、繰り返しとなりますが、他市町村の事例や活用できる財源を考慮しながら全体の予算の中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 御理解できないですけれども、御理解賜るようにします。

令和2年度策定された行財政改革大綱にも、補助金の適正交付が取組として挙げられております。事業の実態を踏まえた補助がなされているかをチェックする体制を強化し、有効かつ適正な補助の交付に努めること、その上で長期的な視点に立って市の利益となる分野を見極め将来への投資としての補助の研究を行うとあります。この計画、今年度末までの取組になっておりますが、これがどこまでできたのかはここではお尋ねいたしません。行政課題がますます多様になっている昨今、まさに将来への投資がこうした公募型補助金であろうと私は考えます。市民との協働のまちづくりはどの自治体にとっても必須となっていることは言うまでもないと申し上げまして、2番目の質問に移ります。

2つ目は、適切な行政サービスのあり方として3点、伺ってまいります。

まず、市民の安全安心を担保するための総合福祉センターの在り方です。

総合福祉センターには、老人福祉センター、福祉情報センター、障害者福祉センターの3つの役割があるとなっております。高齢者には健康で充実した生活を応援する役割としての施設整備がされており、障害者には機能訓練や社会適応訓練などを行う施設が整備されていると理解いたします。

しかしながら、それら各施設の設備等が古くなっており、中には使えない設備もあると聞かるところです。また、入浴施設、お風呂については、つい先日も設備機器が故障したため、当分の間、利用できないとした通知がありました。この入浴施設については、度々故障による利用制限が起こっております。令和5年度の決算でも、当初予算では約230万円で計上されていた施設修繕費が450万円の決算額となり、予定外の修繕費が発生したと推測されるところです。

そこで、総合福祉センターの各施設の設備の現状と今後の課題についてお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 総合福祉センター本館は、平成5年に開館しており、今年で32年目を迎えております。施設は福祉センター本館、知的障害者デイサービスセンター、創造の家の3棟に分かれており、これまで大規模な改修や設備の入替え等を行っていないため、修繕が必要となることが増えており、修繕費は、近年は年間200万円前後でしたが、昨年度は450万円と倍増しております。これは、空調や入浴施設などで故障が相次いでいることによるもので、特に入浴施設は設備の老朽化が進んでいることから、機器の故障や浴槽のタイルのひび割れなど様々な不具合が起きております。

議員御指摘のとおり、入浴施設の利用を制限することも増えており、現在も、ろ過装置の不具合で男子風呂が利用できなくなっているため、女子風呂を1日置きに男女の入替え制を取っております。

これまでは、緊急性を勘案し、設備等の小規模修繕をその都度実施してまいりましたが、今後

は、老朽化の著しいセンター本体の屋上防水、外壁落下対策等の建築修繕のほか、電気設備、機械設備等の大規模修繕が必要であると考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 福祉センター全体の利用者数、令和元年度は12万6,000人、それが令和5年度は7万3,000人となっています。コロナ前と比べて高齢者や障害者のデイサービス、子育て広場は利用者数が回復しているものの、入浴施設については、令和元年度には毎月5,000人の利用であったものが、令和5年度は2,000人前後の利用になっています。コロナ後も入浴施設に限っては利用者の数は戻っていない現状をどのように捉えているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 総合福祉センターの利用者数の推移ですが、全体の利用者数は、コロナ前は年間13万人前後の利用者がありました。コロナ禍の令和2年度から4年度の閉館を経て再開した令和5年度は、7万3,000人と半減しております。障害者施設や老人デイサービスなどの利用者は、ほぼコロナ前の水準に戻っておりますが、入浴施設と会議室等の利用者数が戻らないままとなっております。特に福祉センター全体の利用者数の半分弱を占めている入浴施設は、コロナ前は毎月5,000人ぐらいだった利用者が、昨年5月の再開以降、毎月2,000人程度と半減している影響が大きい状態です。

新規の利用者について、個人が入館時に提示する夢時間カードの発行枚数を見ますと、ピークの平成17年度には年間378枚、月平均30枚以上発行しておりました。コロナ禍前の令和元年度には、年間166枚、月15枚程度に落ち込んでいました。昨年5月にお風呂の利用を再開したところ、令和5年度の発行枚数は年間255枚、月平均20枚余りまで戻りましたが、今年に入ってコロナ禍前よりさらに減少し、月13枚程度になってございます。いずれも再発行を含む枚数であり、コロナで3年間お風呂の利用を制限している間に紛失したため再発行した方がいたものの、それが一巡した後は、コロナ以前からの減少傾向が続いているものと思われま

す。これは、開設当初に比べて就労を継続している高齢者も増えたこと、民間の温浴施設やスポーツ施設など入浴できる施設が増えたことなど、高齢者の生活の多様化や社会の変化によるものと考えており、今後、コロナ禍以前の水準まで利用数が回復するのは難しいのではないかと考えられます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 利用者数が減っている一方で、総合福祉センター全体の維持管理費は、コロナ前の令和元年度は5,400万円、令和5年度は7,100万円、令和6年度の予算では9,200万円となっており、年々増加傾向です。単純に維持管理費を利用者数で割りますと、1人当たりにかかっているコスト、令和元年度は328円ですが、令和5年度は791円と2倍以上になっています。開館後32年ということですので、どこかが故障しても交換する部品がないような状況もあると聞かるところです。総合福祉センターの中において特に入浴施設は、維持管理費が多くかかる施設であると伺っています。

近隣の龍ヶ崎市やつくばみらい市では、老朽化により入浴施設が閉鎖されました。先ほどの御答弁にもありましたように、高齢者の生活様式が多様になり、働く高齢者も増えたこと、また、社会の変化もあり、今後利用者数の増加は考えにくいのが閉鎖をした理由であると言われております。

このことは牛久市においても同様の状況であれば、自治体が入浴施設を整備する意義が問われているようにも感じるところです。改めて執行部のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 維持管理費につきましては、コロナ禍前の令和元年度は5,400万円で、コロナ禍でお風呂の利用を休止していた間、令和2年度は5,600万円、令和3年度は5,800万円、令和4年度は5,400万円と、コロナ前とほぼ変わらない維持管理費がかかっていました。令和5年度は7,200万円と、コロナ後にお風呂の利用を再開してから年間で1,700万円程度増えております。

今後の維持管理費につきましても、光熱費が高止まりしたままであること、大規模修繕を行う必要があること、設備等の故障で修繕が相次いでいることなどを考慮しますと、増大していくと見込んでおります。

入浴設備につきましては、今回故障した男子風呂のろ過装置を修繕しても、同時期に設置した女子風呂のろ過装置が故障することも想定されるほか、ボイラーや浴槽へお湯を送る配管の入替えや浴室内の壁の張替えなど、今後も大規模な修繕費用が必要となるのではないかと考えており、行政サービスとして継続するか否か、牛久市総合福祉センター運営協議会の意見等を伺った上で方向性を検討していきたいと存じます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 承知いたしました。

それでは、今の開館時間と休館日の現状ということで伺っていきたくと思います。

今の福祉センター、開館時間は午前9時から午後4時半ですね。休館日は祝日と年末年始のみとなっています。以前には、開館時間は午後4時まで、そして、日曜日も休館でしたけれども、変更された経緯についてまずはお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 総合福祉センターの現在の開館時間ですが、午前9時から午後4時半、休館日は祝日と12月31日から1月3日まで、お風呂の利用再開は1月5日からとなっております。

開館時間を午後4時までから午後4時半までと変更したのは平成17年度、日曜日を利用可能としたのは平成18年度で、当時の経緯は不明ですが、いずれも利用者の利便を図る目的だったと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 開館時間が午後4時30分、これですと、今頃の冬の日が短い時期だと高齢者の方が帰宅する時間は薄暗くなっています。自転車で来館している高齢者もおり、福

祉センターからの帰り道は街灯もない道であれば安全面での懸念はないのでしょうか。

また、休日が祝日だけでするので、月によっては1日も休みがない月もあり、日頃のメンテナンスなどが十分できる状況なのかという懸念があります。特に一番心配なのは、入浴している人が具合が悪くなった場合などに、平日ならば老人デイサービスがやっておりますので看護師など対応できる人がいますが、日曜日はデイサービスはやっておらず、対応できる看護師がおりません。このセンターの利用者には高齢者が多ければ、先ほど利便性を図るため開館時間と開館日を拡大したということでしたけれども、それよりも安全安心を担保することのほうが重要であると考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 総合福祉センターの開館時間につきましては、午後4時半になると冬は福祉センター周辺がかなり暗く危険ではないかという声もあるほか、お風呂の利用時間後に清掃する時間が十分に取れないという問題点もございます。

また、月曜日から土曜日までは老人デイサービスのために館内に看護師がおりますが、日曜日は老人デイサービスが休止していて看護師等が館内にいない上、職員も手薄なため、入浴中に気分が悪くなったり、倒れる方がいた際には、救急車が到着するまで十分な対応ができるか懸念が残るのは議員御指摘のとおりかと思えます。

総合福祉センターは、高齢者のみならず、障害等を抱える方のデイサービスや作業所、子供の子育て広場、レストランなど、世代を超えて活用しているセンターとなっております。コロナ禍を経て人の流れも変化し、老朽化を含め様々な課題が顕在化した今、改めてその課題を整理し、総合福祉センターのあるべき姿や運営等、開館時間や利用可能日も含め、検討する時期であると考えております。具体的なことにつきましては、近隣市町村の状況等を含め、情報収集に務め丁寧に検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 承知いたしました。

それでは、2番目です。中央生涯学習センターの在り方について質問してまいります。

まず、生涯学習講座の近年の傾向と今後について伺います。学習機会の提供と活動支援として牛久市には中央、三日月橋、奥野の各生涯学習センターで行っている生涯学習講座があります。その中でも中央生涯学習センターは多くの講座を開催していますが、近年の講座数、そして参加者数についてお示してください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

中央生涯学習センターの生涯学習講座の開催状況につきましては、コロナ禍にあった令和2年度こそ14講座、延べ参加者573人ではありましたが、令和3年度が35講座、1,274人、令和4年度が41講座、1,611人、令和5年度が25講座、1,248人と一定の受講者数を確保しております。

本年、令和6年度につきましては、前期講座として16講座、1,253人が既に受講いたしました。後期につきましては、センター企画講座5講座と市男女共同参画都市宣言10周年記念講座として3講座を実施・予定しているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 コロナ後の令和3年・4年度は年間約30件から40件、令和5年・6年度は年間20件台の開催数ということで、講座数は減少しているものの一定の受講者数はいるということは、講座を開催すれば受講を希望する市民は一定数いるのだと理解いたしました。

生涯学習については、第4次総合計画に多様な生涯学習プログラムの提供により市民の幅広いニーズに対応するとともに、若者から高齢者までの多様な世代が学び始めるきっかけづくり、仲間とつながりながら楽しく学ぶ機会づくりを進めますとあります。しかしながら、昨今の生涯学習のプログラムは、親子講座のほかは女性や高齢者向けのものが多く、男性や若者向けの講座は少ない印象です。いわゆる趣味や生活実技のような講座が多く、近隣自治体でも行われている市民大学のような教養講座はありません。以前行われていた歴史リレー講座、こちらは男性にも人気があり、この事業は教育振興基本計画にも人材育成のための学びの提供として入っていますが、行われてはおりません。

地域づくりの活動の担い手につながる地域人材の育成は、実施計画の生涯学習としての一つの大きな施策でもあります。社会の問題をはじめ環境や政治、経済など、幅広い分野にテーマを広げることが、新しい参加者を開拓することにもなりましょう。近隣には筑波大学はじめ専門学校や研究機関、そういった地域資源があります。改めて生涯学習講座の近年の傾向と課題、今後に向けてのお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

毎年の講座選定については、前年度講座開催時に実施した受講者アンケートの回答を参考に、市民ニーズの高い講座を選定しております。そのため、どうしても趣味や生活実技に偏ってしまうという課題もございます。

議員から御指摘のありました教養講座につきましては、平成29年度、令和元年度に歴史リレー講座を行ってまいりました。コロナ禍で休止後、再開を検討いたしましたが、講師との日程調整などが折り合わず、現在は実施できておりません。

そのような中で、今年度の新たな取組として市役所市民活動課男女共同参画室、健康づくり推進課、環境政策課新エネルギー対策室などと共同企画を考案し、市の推進する事業に特化した講座も実施しております。

今後は、このような企画・講座も積極的に取り入れていく予定です。市民ニーズに合わせた魅力あるメニューの選択はもちろん、幅広い年代層が自身の成長にプラスになるような参加しやすいメニューの構築を念頭に、教育振興基本計画にもある市民の世代や関心に合わせた学習プログラムの提供に努めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 次に、文化ホールについて伺ってきたいと思います。

牛久市文化芸術の振興に関する基本的な方針には、文化芸術は人間が人間らしく生きるための糧であり心の豊かさや潤いを与えるものであるがゆえに、市民の文化芸術に接する機会の拡充は市民生活の質の向上に資するものであるとしています。この実現のために多種多様な講座、講演の開催、市民が積極的に参加できる環境づくり、鑑賞、研修等の機会の充実などが挙げられています。

ところで、令和4年度の文化庁が行った調査報告書によれば、自治体のホールの平均座席数は859席ということです。それに比べると、中央生涯学習センターの文化ホールは1,200人規模ですので、充実した施設であると言えます。ホームページにも本格的な音響や照明、舞台設備があり、映画、音楽、演劇、講演会等に使用できるとなっています。

そこで、基本方針に沿って昨今は文化ホールでの文化公演事業はどう位置づけられ事業が展開されてきたのかをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

文化ホールの自主事業については、牛久市文化協会公演事業委員会が令和元年度末に解散になって以降は、NHK主催事業、茨城県警音楽隊コンサート等の経費を要さず集客が望めるものに限って企画をしております。

実績としては、令和3年にNHKのど自慢を招致し、茨城県警音楽隊については、ほぼ毎年公演を行っていただいております。そのほか、エスカードシネマクラブによる映画上映会も定期的に行っている状況です。

令和6年度については、来年3月に、昨年度初めて実施し好評をいただいた、茨城県警音楽隊による避難訓練コンサートを予定しております。これは、コンサートの途中で疑似的に災害警報を鳴らし、係員の誘導で全員屋外に避難を行い、訓練後に再び文化ホールへ戻っていただき、引き続きコンサートを楽しんでいただく内容となっております。

また、市の主催事業以外では、令和5年度には吉本興業のお笑いライブが行われており、今年度も来年2月に開催を予定しており調整中でございます。今後もこのようなイベントによる興行利用についても期待できるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 先ほども申し上げましたように、この文化ホールは充実した施設、これにもかかわらず、事業は経費を要さないものですか。これに限定して企画をしている、その理由は何でしょうか。先ほども御答弁にありましたように、文化協会公演事業委員会が実施主体であった際には、予算ベースで毎年約2,000万円から3,000万円の経費が出ていたと記憶しています。それが教育委員会になってからは予算がゼロ。これで市民の文化芸術に接する機会や市民生活の質の向上に資するものが企画できるのでしょうか。以前、同様の質問をした際には、文化公演事業の今後の課題として実施主体は公演事業委員会のような市民主体の仕組みを構

築していく必要があると述べられていますが、その後の仕組みづくりの進捗も含め、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

コロナ禍で数年が経過している間に、市の文化芸術の担い手である各文化サークルや市民団体の構成員の高齢化が進み、市民が望んでいる以前のような定期的な公演事業の提供に向けた新たな担い手となる人材確保や事業の受皿となる団体の体制強化が難しい状況になっております。

また、近隣市では、関連団体の公益財団法人化などにより事業推進を図っているところもありますが、安定経営に至っていないという現状も鑑みますと、さらに慎重な検討を重ねていく必要があると考えます。

しかしながら、文化公演の選定や契約行為については、現在の行政直営の方式では希望する公演事業の獲得や円滑で速やかな契約が難しい状況もあるため、そのような状況でなく円滑に進めるための方策をさらに検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、改修計画のほうについて質問してまいります。

生涯学習施設の整備は、実施計画の中で市民誰もが快適にそれぞれの望む学びに向かえるよう市民ニーズを踏まえた整備を促進するとされています。文化芸術振興計画における審議会での評価としても、活動拠点の整備が低い評価となっておりました。

センターホール等施設の改修は令和元年から9年にかけての計画となっておりましたが、今までの改修内容及び今後の計画と費用の概算をお示しく下さい。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

中央生涯学習センターの長寿命化に向けた改修計画でございますが、まず、令和3年度から令和4年度において屋上防水工事と外壁改修工事を実施いたしました。

今後につきましては、文化ホールの特定天井や空調設備の改修のほか、舞台機構、舞台音響及び舞台照明、さらにトイレや外構工事などの更新改修を行う必要がございます。

費用の概算につきましては、当初の見込みに対し今般の社会情勢の変化による価格の上昇が見込まれるため、少なくとも億単位の規模となることが想定され、市といたしましては、可能な限り外部の補助金等の財源を活用することで、少しでも財政負担を軽減できるよう努め、予算の平準化を検討しながら改修を進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 令和5年10月ですか、決算委員会のときの説明では、今おっしゃったような第一期工事は令和3年・4年度、そして第二期工事は令和7年から9年度の3年間、そして第三期工事は未定ということになっておりました。では、今の御答弁はちょっとその辺が見えてこないのですけれども、当初の見込みに対して改修工事はいつ頃になるのか。また、費用のほうも概算をお示しいただきませんが、現時点での想定はどうかを再度伺いたいと思いま

す。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

当初の計画では、議員御指摘のとおり、第二期工事を令和7年度から行う予定としておりました。しかしながら、先ほども答弁いたしました、昨今の物価上昇、それから人手不足の影響などに伴いまして工事費は年々増加傾向にあるため、今後の財政負担を抑えるための平準化を視野に現在、設計のほうを組み直すための検討を進めているところでございます。このため、今後の設計内容を見直す予定、それから、下根中の改修など、そのほかの施設改修との平準化もございまして、二期工事の施工時期については現在、確定していないところであり、改めて検討している状況でございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ちょっと決まらない、まだまだ不透明ということかと理解いたしました。

今回、総合福祉センターと中央生涯学習センターも含め、市の公共施設全体の5割以上が建築後30年経過している施設です。施設の老朽化が進んで、改修費用には先ほどもおっしゃっていたような大きな財源が必要となってくる。そのための基金もつくって将来に備えております。

一方で、今後も安心して市民が利用できるためには、公共施設の使用料についての減免制度なども含めた負担の在り方も考えていかなければ、持続可能な行政サービスができなくなるのではと思うところです。公共施設の使用料については、内部での検討がされていると思いますが、引き続き、丁寧な議論と制度設計をお願いいたします。

それでは、職員体制について伺ってまいります。

今年度、文化芸術課が未来創造課文化財・シャトー推進室と生涯学習課内に文化芸術担当とに分かれ、職員の方もひたち野リフレと中央生涯学習センターとに分かれての勤務となっておりますが、現在の中央生涯学習センターの職員数をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

現在の中央生涯学習センターの職員数でございますが、勤務体制として生涯学習課職員22名のうち、課長補佐1名、再任用職員である所長が1名、常勤事務職員が3名、会計年度任用事務職員が5名、計10名の職員が中央生涯学習センターグループとしてシフト制により勤務をしている状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 以前は芸術文化に関する芸術振興専門員、こういう方が配置されていたと記憶しています。文化公演といった企画を実施するための専門的な人材は、事業を展開した上で不可欠ではないでしょうか。職員のこういう現状と課題について伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

牛久市教育委員会事務局組織規則第8条第2項には、芸術文化等の推進及び振興に関する専門的事項を処理する芸術振興専門員を必要に応じて教育委員会に置くこととされております。

現在は、中央生涯学習センター勤務の職員の中で分担しながら、その他の事業と併せて市民文化祭やうしくのひなまつり等の文化芸術分野の事業を実施しております。

また、専門的知識を有する事業については、うしく音楽家協会などに企画運営をお願いし、音楽ワークショップ事業などを開催していただいております。

専門的知識を有する職員の配置については、生涯学習や文化芸術に関わる事業について、専門性が必要かどうかも含め、今後予定している事業内容に対して現状の職員体制の中で担当分担も考慮しながら、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 中央生涯学習センターは、生涯学習センターの一番核になるところでもあって、三日月橋や奥野、エスカード、そういったほかの生涯学習センターの貸出し事務や維持管理業務も行い、その上、講座の企画や文化芸術事業、市民文化祭、現代美術展、こういったものも抱えています。今おっしゃった10名の職員体制の中で分担しながら実施しているということでしたが、その半数は会計年度任用職員です。生涯学習講座の数も減少してきている。こういう現状で、市民に広く学びや文化芸術に触れる機会を提供するため、この職員体制として十分なのかというところを憂慮しております。その点について再度、お尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

市民に対して広く学ぶ機会を提供すること、文化芸術に触れる機会を創出すること、これらを実現することは非常に重要なことであると認識はしております。現在、先ほど議員からもございましたうしく現代美術展、牛久市文化祭など、一時期に集中して行う行事的な事業につきましては、中央生涯学習センターの職員のほか、リフレビルに勤務している職員も加わって、課全体の中で担当者を配分して事に当たっている次第でございます。

さきの答弁でもお答えしましたが、今後予定されている事業内容の検討を含め、現在の課内職員体制の中で担当の分担を考慮しながら、最初に申し上げている市民の学ぶ機会を十分提供していけるような職員体制を検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、最後の3番目です。

職員の働き方改革を踏まえた市役所窓口業務の在り方についてです。これについては、開会日の市長からの市政の取組状況の御説明の中にもありましたが、改めて窓口業務の実態と課題として質問してまいります。

10月に行われた窓口利用体験調査では、来庁者になりきって窓口の手続を行い、気づきを記録し、今後の窓口サービスの改善に生かしていくことが目的とされておりました。初めての取組で浮かび上がった課題は様々でありましょうが、私は今回、利用者だけでなく、担当者の目線に立った課題をお尋ねいたします。利用者が待ち時間を含め手続にかかった時間というのは、職員が

窓口業務に要した時間とも関わってまいります。そうした目線で考えた場合の体験調査で浮かび上がった課題には、何があったのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 窓口利用体験調査では、お客様目線での体験を通して、まず、何をしたらよいか分からない、総合窓口課で待つ人が多い、手続の順序や待ち時間が分からない、発券機の所在が分かりづらい、手続に時間が取られる、記入する量が多い、説明を一気にされたので覚えられない等、様々な意見が出る中で課題が浮かび上がってきたところです。

また、お尋ねの窓口の受付担当職員1人が対応に要する手続時間につきましては、その内容や世帯構成等によりかかる時間の差が大きなものとはなりますが、総合窓口課での手続や他の課への御案内を含め、転出や転居の手続であればおよそ30分、転入や戸籍の届出であればおよそ1時間ほどかかっています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、現在の市役所職員の業務時間を確認していただきたいのですが、業務時間は午前8時30分から午後5時15分ですが、窓口の受付業務を始めるための準備、そして、終業直前に受け付けた事案の対応、これなどで業務時間以外の業務が発生していると推測いたします。もちろんこれは総合窓口課に限らず、医療年金課ほか窓口業務を有する担当課に共通することでありましょうが、そうした窓口を持つ部署で業務開始の午前8時30分前の準備にかかる時間外勤務、そして、午後5時15分以降の事後処理の時間外勤務の実態はどのようなのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 現在、総合窓口課においては、業務開始時間である午前8時30分から窓口来庁者の受付対応を行えるよう事前準備を行ってございます。職員が自主的に午前8時前後に出勤し、証明書発行に必要な端末の設置や立ち上げ、帳票の準備及びキャッシュレスレジへの入金などを行っておりますが、この準備にかかる時間については、業務前の自主的な準備と捉えているため、時間外勤務手当は支給してございません。

また、業務終了後のレジ締め作業や端末の片づけ等につきましては、午後5時15分まで来庁者の受付を行っていることから、手続等、全ての対応が終わるのに午後5時15分を過ぎることが多く、最後のレジ締め作業までを業務として捉えていることから、時間外勤務として対応しています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 午前8時30分に窓口業務をスタートさせるために必要な業務は自主的な準備なので時間外手当は支給されず、一方で、5時15分の終業後の対応は業務で時間外勤務手当が支給されている、そうした実態でした。どうなのでしょう。この説明に納得できる人はどれほどいらっしゃるのでしょうか。少なくとも私には疑問符がつくところです。

それでは、この答弁を受けて最後に来庁者の状況と窓口受付時間短縮の考えについて質問いたします。

昨今、窓口業務の受付時間を短縮する自治体が出てきています。市においてもコンビニ交付やスマホでの申請など、デジタルによる市民サービスが進んでいることが昨日の同僚議員の答弁からもありました。

一方で、窓口業務は総合窓口課だけで完了するものもあれば、ほかの部署での手続が伴うことも多くございます。終業時間間近の5時過ぎに来庁された方が全ての手続を行う際に終業時間を過ぎてしまい、ほかの部署の担当職員が退庁して手続ができないということもあると伺いました。そうすると、一度で全ての手続が済まずに再度来庁していただくことにもなってしまいます。

また、窓口業務の職員の方たちは、来庁者が何が必要なのかを丁寧に聞き取り、必要な書類を的確にお渡しするための聞き取りを大切にしているとも伺いました。来庁者を長く待たせないために早く業務を回すことよりも、正確で丁寧な対応のほうの方が大切であるという声も聞いています。

先日も、窓口業務の職員が来庁者の高齢の方に実に丁寧に應對している姿を拝見しました。マイナンバーカードを受け取りに来た来庁者の実際にどんな場合に使うのかなど事細かいお尋ねに一つ一つ例を挙げて答えていました。市民の満足度はこうした職員とのコミュニケーションから醸成されるのではないのでしょうか。

受付時間を短縮している自治体では、短縮することでできた時間を政策立案機能の強化につなげ、創造性のある仕事に取り組むための時間を確保し、事業改善に向けることがすなわち市民満足度の高いサービスにつながるとしています。さらに、時間外勤務を削減することが、職員のメンタルヘルスにもなり、働きやすい職場が有能な人材の確保にもなるとしているのです。

そこでお尋ねいたしますが、窓口受付時間を短縮したつくば市では、来庁者の85%が9時から午後4時、龍ヶ崎市では94%が9時から午後5時に来庁しているそうです。牛久市における来庁者の状況、そしてDXの推進による現状はどうでしょうか。

そして、最後に、職員の働き方改革だけでない市民にとってもよりよい行政サービスにつながる、そのための窓口受付時間を短縮するお考えを伺います。

**○諸橋太一郎 議長** 沼田和利市長。

**○沼田和利 市長** お答えいたします。

令和6年10月の来庁者状況につきましては、来庁者は合計4,511名、そのうち午前9時から午後4時までの間に3,794名が来庁しており、全体の84%を占めております。

また、コンビニ交付の割合につきましては、令和5年度実績でコンビニ交付対象の証明書全体の22.7%となっております。

令和6年10月7日からはマイナンバーカードの交付や電子証明書更新手続の予約受付制を開始、10月の実績としましては、マイナンバー手続全体の50%の方が予約を利用いただいております。さらに、11月からはLINEから予約サイトへ御案内できるようになり、より予約しやすくなっていることから、その割合はますます増加していくものと考えております。

御質問にありましたとおり、受付時間の短縮につきましては、近隣ではつくば市や龍ヶ崎市が

既に実施しており、職員の働き方改革の時間外勤務の削減に一定の効果があるものと捉えております。

また、市が現在取り組んでおります窓口の待ち時間ゼロを目指した窓口サービス向上への取組につきましても、職員の働き方改革を考慮したものでなければ持続可能なものにならないと考えております。

このようなことから、今後、窓口業務の改善・効率化を図りながら、窓口受付時間短縮について検討してまいります。

そして、最後に、今、御質問の中に、窓口の待ち時間ゼロを目指して今、取り組んでおりますけれども、丁寧な対応といったことでスピード感を求める一方、そういった対応を雑にするといったことはございませんので、勘違いなさらないようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 適正な補助金の在り方、適切な行政サービスの在り方として質問してまいりました。この適正と適切、これはどちらも客観的に内容や手続などが正しいかどうかを判断する言葉です。だからこそ一層の透明性と説明責任が伴うものであると考えますので、その点を考慮した市政運営をお願いして、私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で13番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時30分といたします。

午前11時21分休憩

---

午前11時30分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番黒木のぶ子議員。

〔19番黒木のぶ子議員登壇〕

○19番 黒木のぶ子 議員 本日の2番目となります市民クラブの黒木のぶ子です。どうぞよろしく願いいたします。

最初の質問は、牛久市内に在住される外国人の子供の教育についてお聞きいたします。

近年、市内においても外国籍の市民が大変多くなり、これに伴いまして子供も多くなっております。学校現場の先生によりますと、この外国人の子供のいる両親の中には、全く日本語が理解できなく英語も話せないということでもあります。一般論といたしまして、アジア圏の人であれば取りあえず公用語は英語ということではありますが、その親が英語も話せなければ子供も同様であるということです。このことから、授業内容なども含め学校から家庭などへの連絡に対し、学校現場では大変苦勞されているとのこと。

ちなみに、牛久市内では令和5年度の外国人登録者数は、ブラジル人359人、ベトナム人274人、フィリピン人238人、中国人234人、スリランカ人45人、その他、他国から1人とかということでデータには記載されております。

この現状において、学校での外国人の子供たちに対する対応の円滑化と文章の翻訳化など、先生たちの労働の軽減を図るためにも人員増が必要ではないかと考えるところです。その予算措置についてはどのように考えるのか。この件についてお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 外国籍の児童生徒については、市内の2つの小学校と1つの中学校に日本語指導教室が配置され、教科学習に加えて日本語学習の支援をしております。それ以外の学校については、スクールアシスタントや通訳サポーターが教室の中に入り支援をしております。タブレット端末や翻訳機を学校で準備し、機器を活用しての支援も多くございます。

外国籍保護者への対応としては、生涯学習課が訪問型家庭教育支援事業としてポルトガル語、中国語が堪能で学校事情が分かる支援員を中心とした支援を行っております。さらに、常総市のNPO法人から講師を招聘し、学校教育制度や進路に関する困り事にも対応しております。

しかしながら、国籍が多岐にわたるため、該当言語に対応することが必ずしも十分でない状況もございます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま教育長のほうから御答弁いただいたわけですが、市内の2つの小学校と1つの中学校に日本語指導教室を設置し、また、生涯学習課なども家庭に訪問し支援をしているとのことですが、御答弁にありますように、牛久市内に在住しております外国人の国籍が多岐でありますので、該当言語への十分な対応ができていないのではないかと考えます。今後、これらの課題に対しまして市はその対策をどのようにお考えなのか、再度、質問したいと思います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 課題である多岐の言語に関する対応といたしましては、文部科学省の外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト、かすたねっとの活用を考えております。こちらのサイトでは、外国人児童生徒の受入れ実績が豊富な教育委員会等の作成の多言語の学校文書や外国人児童生徒等教育のための教材を検索することができます。

身近な人的支援といたしましては、先ほどお話ししました常総市のNPO法人が県教育委員会から委託を受けておりますので、通訳者派遣や翻訳サポート、日本語指導サポート、外国人児童生徒包括支援サポートを受けることができます。

また、外国籍の中学生には、中学校オンライン日本語支援もあり、日本語指導教室が設置されていない学校でもその子の言葉の力を把握するアセスメントを実施してきめ細やかに学びを支えることができます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 教育長から今、御答弁ありましたように、総合して東南アジア系の人たちに対する子供たちの教育が十分になっているのかどうかというのは、ちょっとクエスチョンが出ますけれども、先ほど申しましたように学校現場からの先生たちの声ですから、その辺につきましては、今後そういうあちこちの自治体やもう少し市民の活用などもして、しっかりと

フォローしていただければと考えます。

それでは、続いて、牛久市内に在住する外国人の子供の教育につきまして2番目といたしますけれども、幼児・児童に対しての語学の強化についての質問となりますが、やはり語学は幼少期にせめて生活をする上で困難を来さない程度、日本語を学べる環境の整備が必要ではないかと考えております。

今後、インバウンドをきっかけに住民となる外国人や、そしてまた、今も日本では労働者不足ということで、ここ牛久にも稲敷市のほうとか阿見のほうから大変居住される登録者外国人が増加しているとも聞いておりますし、また、予想もされることでありますので、現在いる外国籍の外国人に対しまして、幼少期に言葉が分かれば、友達との交流ができ地域とのコミュニケーションも可能となります。

過日、報道にありましたように、ベトナム人によるつくば市、石岡市、鉾田市などの69件の空き巣や北海道の今年是不漁とされておりますアキザケの密漁などの犯罪が起こらなかったのではないかと考えます。日本人は、なぜかと言えば、外国人であっても本当に助け合いの精神が、本当に国民性というふうに理解しているわけです。今でも、何回かトルコに行きましたけれども、トルコの人たちは日本との、昔、助けていただいたからということで、本当に日本人に対する信頼が厚いというのも、やはり助け合いの精神ということが根本にはあるのではないかと考えます。

幼児・児童に必要な語学指導の強化について、執行部の御所見を伺いたいと思います。

**○諸橋太一郎 議長** 川村始子教育長。

**○川村始子 教育長** 議員が御指摘のとおり、英語教育の充実やレベルアップも多文化共生社会では大切でございます。

現行学習指導要領では、小学3・4年生で外国語活動が週1時間、5・6年生で教科外国語の授業が週2時間行われております。小学校段階から楽しく英語を学び中学校段階への学習につなげていくため、本市では、今年度より外国語小中連携協議会を立ち上げ、連携によりスムーズな移行に努めております。また、来年度は、外国人英語指導助手をより一層充実させていきたいと考えております。

いずれにしても、児童生徒の言語活動の充実特に力を入れ、グローバル社会に貢献できる人材の育成に取り組んでまいります。

**○諸橋太一郎 議長** 黒木のぶ子議員。

**○19番 黒木のぶ子 議員** 牛久市では、来年度は外国人英語指導助手をより一層充実させる、それは今現在、求められております日本におきましてもグローバル化が必要であるということで、その中でやはり英語がほぼ通用するということで、社会に貢献できる人材の育成のため児童生徒の言語活動の充実特に力を入れていただけるとの御答弁がありましたので、大変建設的な御答弁であると考えておりますので、ぜひもうちょっと人数を増やしていただければとも考えますが、先ほど来、本当に牛久の財政は逼迫しているというか、そういう状態なので、それだけでも本当に助かるかなと思っております。

それでは、次に、ライドシェアの進捗状況について質問いたします。

同様の内容につきましては、何度か質問いたしました。この間、市民の中には移動手段を持たない高齢者や障害者の強い要望の中で、いよいよ1月からこの事業が実施されることになっておりますが、どこがライドシェアの事業運行地域になるのか、その辺につきましてお聞きしたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 地域連携公共ライドシェアにつきましては、公共交通の確保に課題を抱える近隣3市と共同で実施しており、本年10月よりドライバーの募集を開始し、来年1月中の運行開始を予定しております。

本事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しており、交付金の目的にございます広域の自治体が連携した移動手段の一元的管理基盤の構築及び実装などの趣旨にのっとりまして事業を設計しております。あわせて、自家用有償旅客運送の制度を利用して実施されるものであり、同制度は交通空白地における移動手段の確保を目的としております。

これらの条件から、本市におきましては、市街化調整区域を対象地域と設定し、対象者は本市の市街化調整区域に自宅または実家のある方としており、その利用方法は、アプリまたは電話により予約を行い市街化調整区域の自宅または実家と市が指定する乗降ポイントとの間における運行を予定しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 今、市街化調整区域ということですが、具体的な地域、どの辺を運行されるのかという具体論を聞いたかったんですが、その辺につきましてはどのようになっているのか、再度お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

エリアといたしましては、市街化調整区域全域となります。そちらに自宅または実家がある方、そこから市内の市が指定するポイント、これは病院とか小売店、買物の対象、そういったところを市で指定しておりますので、その間の運行となります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま答弁いただきましたけれども、全エリアということなので、それも調整区域というふうな今、御答弁をいただきましたけれども、やはり私どもにつきましては、牛久駅を中心として昭和の後半に宅地造成されましたみどり野地区や刈谷地区、そしてまた、私の住んでいる田宮地区など、本当に超高齢化に伴って交通弱者が大変、その数が多くなってきております。周知のとおりではありますけれども、やはり今までそういう中で市民の交通弱者と言われる人たちの希望を、ライドシェアを今、議論しているから何とかちょっと待ってくれというような、答えは待ってもらっていたわけですが、これらの地域の多くの交通弱者の今後の救済ということの対策について、市はどのように考えるのかお聞きしたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

現在の既存の市街地も含めた交通の在り方というところの御質問かと思えます。市内全域の交通の考え方ともなりますけれども、市の公共交通はバス、タクシー、ボランティア移送、福祉有償運送、スクールバスなど、公共事業と民間事業が相互に補完する形で構成されてございます。市街化区域におきましては、主に幹線となる道路に民間の路線バス、それを補完する形でかっぱ号を配置し、それに加えて市内全域をうしタク、デマンド交通が運行するような形となっております。全ての方の御希望に添うことは難しい点もございますが、現行の運行形態で一定の移動手段を提供できているものと認識してございます。

このような中ではございますが、うしタクを例に挙げますと、今回の広域連携公共ライドシェア、制度上、エリアを区切つての運行とはなりますけれども、市民の移動ニーズの一部を担うこととなるものと考えております。現在、うしタクを利用いただいている方の一部も、こちらの公共ライドシェアを利用いただくものと想定しています。このようなことから、現在のうしタクの予約のお断り、こういったところの減少にもつながるものと期待しているところでございます。今後の利用者の推移及び状況を注視していきたいと考えております。

また、うしタクにつきましては、これまでも増車を含めた検討をまいりました。交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、現状の状況を分析しながら、引き続き、バスの再編、またはうしタクの拡充、こういったことで公共交通の利便性の向上に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 本当に、繰り返しになりますけれども、市街化の中にはそれだけの人口密度がありますから、たくさん交通弱者と言われる人たちも多いわけですね。それを今度は、せっかくライドシェアが運行されるということであっても、今までも調整区域、地域のなかなか人口が少ないようなところを今回重点的にされるということでの今の答弁でございませけれども、やはりこれからのうしタクと現状のかっぱ号の時間等の調整を図りながら、少しでも交通弱者の救済をするという考えということをやりたい皆さんの今ライドシェアの希望を持って待っている人たちに伝えるには、ダイヤ編成、あるいはうしタクのもうちょっと充実した、例えば車の台数とか、そういうものをもう1回、執行部のほうで考えていますよというようなお伝えでよろしいかどうか。その辺の確認をしたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

繰り返しになる部分もございませけれども、今後、交通の拡充、来年度は交通計画の改定なども控えております。交通全体でどのようにこのような限られた資源の中で効率よくやっていけるかというところを念頭に、今ございましたうしタク、それぞれ個別の交通モード、それぞれによりよいものが提供できるような検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 要望と答弁がなかなかかみ合わないというかそういう、市民は本当に今、大きな声で言われておりますけれども、今後、期待するしかないというのが現状でありますので、続きまして次の質問に入りたいと思います。

次は、闇バイトについてです。長期にわたって被害者が多い肉親の愛情を利用した息子や孫の名前をかたるオレオレ詐欺や今も続いております振り込め詐欺、また、フィッシング詐欺など、本当に市民の不安をあおっていることが今、社会の現象となっております。

そうした中、今度は白昼であっても高齢者らに暴力を加え、そしてまた、命をも奪うというような闇バイトと言われる犯罪が牛久の治安を脅かしております。市民は不安のあまり、過日、牛久町のほうにちょっと寄ってきまして、電柱の数だけ防犯カメラをつけてくれというような要望をしてくるというような状況下にあります。

そこで質問いたしますが、市民にとりまして闇バイトに遭わないための自己防衛の啓発、また、安易に闇バイトに関わらないための様々な注意喚起が必要でありますことから、闇バイトに対する啓発といたしましてどのような対策を市は考えているのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 近年、SNSやインターネットの掲示板などで、簡単に高収入が得られるなどと甘い誘惑により犯罪の実行役を募集する闇バイトが社会問題となっており、特に若者が安易に応募してしまう事例が多発しております。

市としましては、闇バイトに関わることがいかに危険なことなのかを広く周知し、若者を中心に啓発することが重要であると認識しております。

また、市ではこれまで牛久警察署や防犯団体と連携し、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するため、犯罪抑止街頭キャンペーン等を実施してまいりました。

今後におきましては、そのキャンペーン等を実施する中で、闇バイトが一度手を出すと抜け出せなくなり自身が犯罪の加害者になってしまうなどの危険性があることを広く訴えてまいりたいと考えております。

また、年末年始にかけては、闇バイトの問題にかかわらず、各種犯罪の発生が増加傾向となります。そこで、市民への啓発活動の一環として、広報うしく12月1日号で、住宅侵入強盗等に遭わないための防犯対策と併せて闇バイトの危険性についての特集を組ませていただきました。犯罪被害に遭わない、また、犯罪加害者にならないための心構えや備え等についての周知を行っております。そのほか、メールマガジンなど文字による情報発信やコミュニティFM放送での声での情報発信など、様々な情報媒体を活用して闇バイトによる犯罪加担の危険性について広く周知を図っております。

これからも、牛久警察署や防犯団体との連携の下、継続的に闇バイトの危険性を訴える啓発活動に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 うちも遭いそうになった案件が2つありましたし、実際的に第二つつじが丘ですか、そのような案件が寄せられているわけですけれども、本当に高齢者の人たちは、夫婦で生活しておりますも、若い人が3人ぐらい来ればもう抵抗ができないよねというようなことで、先ほど申しましたように、もう電柱の数だけ防犯カメラを欲しいという、すごい不安なので、今、部長のほうから御答弁をいただきましたような形、それを、一応ペーパー媒体もいんですけれども、何か市のほうの広報車を使ってもう少し注意喚起をしてもらうというような方法も考えていただければと思います。とにかく高齢者が多くなっている牛久市におきまして、それと先ほど申しましたように、どうしても高齢者というのは、まず信じてしまう。うちに来たときには、近所で工事をやっておりますのでちょっと御挨拶に来ましたとか言われたので、そのままはい、はいということで玄関を開けてしまいましたら、やはり架空の、家の中の様子を見るというようなことでしたから、やはりそういうものについて市民も同じようなことを、説明しましたらそういうこと、ある、あるというようなことなので、やはり何回も、ペーパーだけではなくて、十分に注意喚起するような方法を取って、先ほど部長に答弁いただきましたように、暮れになりますと、例年ですと犯罪が大変頻発するということでもありますので、市のほうの広報車というものも使っていただければと思います。

それと、今、一応牛久の市民に対する防衛の啓発ということを申しましたけれども、今度は学校ですね。学校の中では、闇バイトに手を染めない、要するに関わらないということをやはり啓発させるというのが大変重要になってくるのではないかと思います。

過日の新聞によりますと、若い人が闇バイトに関わるということが10代で3割、20代で4割ということなので、そういう人たちの応募がどんどん増えているということでもあります。皆さん、昨日も質問の中にもありましたように、牛久、龍ヶ崎の子供たちが山口県光市まで出向いて闇バイトに関わろうとしていたということで、犯罪は実行されなかったということだけでもせめてもの救いかと思っておりますけれども、本当にそういうこともたくさん今、現実的に。それと、必ずしも年寄りだけが、こういう闇バイトに手を染めないという若い人だけという話ではないんですね。40代以上の人も、やはりこういう物価高で年金だけでは生活ができない。じゃあスマホで自分の就職を探そうというときに、先ほどのやはり携帯等で仕事を探すときにホワイト案件とかいうことになって1日何万とか何十万ということであれば、何だろうということ誰も内容について疑心暗鬼にならない高齢者というか、40代以上の方たちだったらそのことにちょっと触れてみたいというようなことになってしまうというのがありますので、とにかく数字的には10代が30%、20代が40%ということなので、この若い少年や青年にこの闇バイトに手を染めないようなやはり学校での啓発ということが必要になるので、学校ではどのような啓発を今後されていくのか。今現在も含めてお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

生徒が闇バイトに巻き込まれることがないように、茨城県警察本部の人身少年安全課より提供された資料を活用して、市内の小中学校の全学級で冬季休業に入る前までに注意喚起及び指導をし

ているところでございます。

具体的には、犯罪実行者募集の具体的事例やその特徴を知らせたり、勇気を持って警察に相談する方法などを伝えたりしております。また、闇バイトを題材とした動画などを児童生徒に視聴させております。

市内の中学校では、11月下旬に牛久警察署生活安全課の警察官を招聘して3年生が講話を聞く機会を設けたり、授業参観後の懇談会の場で保護者が講話を聞く機会を設けた事例もございません。

先ほど御答弁申し上げたとおり、夏季休業や冬季休業などの長期休業前の指導の中で、スマートフォン等によるSNSの安全な利用についても触れております。闇バイトについても、具体的事例を挙げながら指導するようにしているところでございます。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。**

**○19番 黒木のぶ子 議員** 部長のほうから答弁がありましたように、もうすぐ冬休みという長期休暇になります。そうした中で、やはり子供たちがどういうふうな、今の生活形態を鑑みますと、今、母子家庭とかということで休みの中で保護者がいないとき、そうしますと、やはり友達と群れる。そうしたときにお金をもうけるというような話から子供たちの闇バイトということに手を出すというようなことも伺っておりますので、今も答弁ありましたように、警察との連携ですね。中学校の3年生と今、答弁いただきましたけれども、やはり中学生はすぐに社会に出るというようなこととやはりお金というものに対する誘惑というか、そういうものでどうしてもお金を安易に取れるというふうな情報があれば、そちらのほうに手を出すということがありますので、何回も警察との連携の中で、繰り返しになりますけれども、注意喚起をして絶対牛久からはそういう子供たちというか、出ないようなやり方というか、啓発というか、そういうものをぜひ強化していただければと考えております。

続きまして、警察との連携が非常に大切ということでもありますけれども、本当に牛久の高齢者も含めて闇バイトの標的にならないために、先ほど部長のほうからも答弁いただきましたけれども、何回も言わないとどうしても高齢者になりますと、バイトというのではなくて、もう我々は闇バイトは犯罪というふうに言っているんですね。犯罪というものをつけた表現をしておりますけれども、本当にこれから市としての安全なまち、そして、安心なまちということを考えていかなければなりませんので、その辺についてどのように考えているのかということで再度、お聞きしたいと思います。

**○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。**

**○吉田茂男 市民部長** 近年、闇バイトで募集された者が住宅に侵入して強盗を行うといった凶悪事件が各地で発生しております。このような状況の中で、強盗の被害に遭わないようにするためには、日頃からの防犯対策が大切となります。

具体的な対策を申し上げますと、まず夜間は雨戸やシャッターを閉める、人が出入りできる窓ガラスに防犯フィルムや補助錠を設置する、警報アラームや防犯砂利を設置する、センサーライ

トや防犯カメラ、録画機能付のインターフォンを設置する、内鍵のかかる逃げ込み部屋のような、これは実際に誰かが入ってきたときのことを想定しての話なんです、そういったセーフティールームを設置するなどの対策がございます。強盗を企てる者は、人に見られることや時間がかかることを嫌います。自身の住宅事情に合った防犯対策を複数組み合わせることで、警戒していることを知らせ、犯行を思いとどまらせることにもなります。

市といたしましても、牛久警察署との連携の下、市民が自身に合った防犯対策を講じられるよう情報発信に務め、防犯対策の必要性について広く周知を図ってまいります。

また、防犯ボランティアなどの地域の力も犯罪抑止の大きな力となります。登下校時のながら見守り活動や市や地域の自主防犯組織が実施している青色防犯パトロール活動と併せて、地域住民同士で声かけをするなどのつながりが犯罪が起りにくい地域をつくるということにもなり、防犯意識を地域全体で共有することが非常に有効な防犯対策になると思います。

市としましても、地域のつながりによる防犯意識向上のため、牛久警察署と地域との連携を図り、市、警察、地域が情報共有の下、一丸となって闇バイトが関係する犯罪被害が起りにくい地域づくりに取り組み、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。**

**○19番 黒木のぶ子 議員** 部長のほうから答弁いただきましたように、執行部任せではなくてみんなというふうな、やはりそういう内容でもありますので、ぜひみんなでこの闇バイト、犯罪に対して阻止できるような連携、また、情報というものを共有しながら、何としても牛久からそのような被害が出ないようにということをしていきたいと思えます。

過日の新聞によりますと、今後の闇バイト犯罪に対して、現行法で可能とされている捜査員が架空の人物に成り済まし闇バイトに応募する仮想身分捜査の導入をして、事件の摘発や発生の抑止につなげる捜査手法が検討されていると新聞等では発表されておりましたので、これで少しは市民の不安が払拭できればと考えているところです。ぜひ、先ほど申しましたように、市民、行政、我々議員ということで、いろんな情報を発信しながら進めていきたいと思えます。

最後の質問となりますが、高齢者、幼児対応の公園整備について質問をいたします。

公園は、みんなが様々な目的を持って集える場所として宅地造成の規模に応じて公園の広さも様々ではありますが、今、子供たちはなかなか公園で遊ぶということが少なくなっているのが現状であります。

しかしながら、公園に高齢者の健康を図れる器械や、また、幼児が遊んでいて楽しいというような遊具が設置されていれば、天気の良い日には誰もがそこに集まって集うことができるのではないかと考えております。集まった高齢者、そして、幼児の保護者、そのようなコミュニケーションが図られれば、高齢者は今まで子育ての知識や生活知識など、たくさんの経験を積んでいる中で、子育て中の親などに対して様々な経験や知識を伝えることができるのではないかと考えます。何げなく大人と触れ合える場所、そうしますと、前にも質問いたしましたけれども、今年の

4月、孤立・孤独対策推進法ということで、現在、大変孤独や孤立という方たちが市民の中にもたくさんいます。そういう人たちがそこに行けば誰かと話ができるということが一番今、必要になってきているのではないかと考えます。まして、子育て広場等がありますけれども、そこに集う人、結構、今たくさん保護者や子供たちが集まっていると聞いておりますけれども、でも、同じ課題を持った同じ年齢層の人たちが集っても、例えば何か課題があっても、その解決策には何もできないというふうなことを漏れ聞いております。そうした中で、やはり年代を超えたこういう場所というところがあれば、かなり子育て中の悩みなんかの解消にもなりますし、私なども田舎から出てきまして、それで皆さんにこの地域に根を下ろさせていただいて、分からないことは皆さんに教わりながらいろいろ学習させていただいた。大変そういう人とのコミュニケーションというのは、本当に大事なんです。しかしながら、今の社会を考えてみますと、全然コミュニケーションがございませぬ。もう隣は何をする人ぞ、随分昔の話でもう陳腐な例題になってきておりますけれども、やはり隣近所とのコミュニケーション、そしてまた、分からないこと、何かあったら助け合えるというような、人間との関わり合いが持てるような場所ということで、今回は公園ということをご提案させていただいたわけです。

その公園の整備につきまして、どのように考えているのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 お答えいたします。

市内には公園は146か所ございまして、公園の整備についてですが、毎年、遊具の法定点検に基づき順次、老朽化した遊具の撤去を行うとともに、公園の規模や立地、利用者数や年齢層、利用状況、行政区などの御意見を参考に遊具を選定し、魅力ある公園となるよう努めているところでございます。

昨今では、子供の遊び方も変化し、高齢者も遊具を必要としないウォーキングや体操に利用するなど、公園の利用方法が多様化してきていると考えております。

このような状況の変化の中で、遊具等をきっかけとして幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方が集い、コミュニケーションの場としても利用していただけるよう、一部、健康遊具を取り入れたり、ベビーカーなどの出入りをしやすくするためスロープを設けております。また、植栽管理、水飲み場やトイレの改修についても適宜実施し、引き続き公園の整備に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 市長の答弁にありましたように、既存の公園につきましては、普通、ブランコ、シーソーというようなことなんですが、ネット等で調べますと、つくばは今、私が質問いたしましたような高齢者が、説明がちょっとできないんですけども、ネットで状況を見ましたので、そういうものがあることによって、確かにウォーキングとか多岐にわたる運動の中で、やはりウォーキング等では得られない筋肉の増進とか、そういうものを加味した器具ということですので、そういうものがあるといいと市民のほうから要望がありました。

それと、やはり何事もその中で、希薄になりやすいコミュニケーションがその中で少しでも、1人対1人でもいいわけですよ。できるようになれば、何かあったときに、例えば、これから長

期の冬休みになりますけれども、おなかがすいているときに何か子供たちというのは、今の子供たちというのは黙っていますけれども、やはりそういうときに高齢者なりそれを保護してくれる、おにぎりとか何かがあればそれを分け合えるような、そういうような状況もそこで生まれてくるというふうにあります。

1週間前に東京の渋谷に住んでいる友達に伺いましたところ、ト一横と言われるところに子供たちがたくさん集まって、そういうところに暴力団も含めて闇バイトなんかのリクルートされるというようなことが東京都の情報紙に載っていたよというような情報ももらっておりますので、何かそういう子供たちが孤独、孤立にならないような方法を今後ぜひ牛久市としても、ベッドタウンですから当然、それと社会現象、親は働きに行っても子供たちが1人になってしまう、そういうような社会現象の中で、何としても子供たちに健全な育ちをしてもらえらるような、そういう策を今後ぜひ考えていただければと考えます。これは、答弁は要りません。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で19番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時25分といたします。

午後0時19分休憩

---

午後1時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番石原幸雄議員より早退の申出がありました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番甲斐徳之助議員。

〔6番甲斐徳之助議員登壇〕

○6番 甲斐徳之助 議員 皆様、こんにちは。質問席よりいきなり失礼いたします。市民の皆様の声が届けること、そして、正確な情報が知りたいとの声に合わせ活動しております。

本定例会におきましては、お問合せの多かった税金の話、そして、今後、喫緊の課題である第三セクターの経営の話をお聞きします。

それでは、通告に従い一問一答方式にてお願いします。

議長、すみません。事前通告により着座を求めます。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 許可いたします。

○6番 甲斐徳之助 議員 よろしくお願いします。

本年度より国税として1人年間1,000円の森林環境税の徴収が始まりました。各自治体にも森林環境譲与税が譲与されるが、その2点についてのお尋ねをいたします。

出納結果の中で令和6年度10月分を確認いたしました。基金1,000万円の積立てがあり、牛久で徴収される森林環境税の税額総額の確認と森林環境譲与税の額面はこれでよいか、ご確認をさせていただきます。また、この税がどのような性質であるかも併せて御質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 森林環境税は、今年度より当市においても課税が開始され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備やその促進に関する施策の財源に充てるため、国内に住所を有する個人が課税対象となる国税であり、所得金額が政令で定める一定額以下の方は非課税となっております。

具体的には、個人住民税均等割の課税対象者が森林環境税の課税対象となり、税率は1人年額1,000円で、個人住民税と合わせて市町村が賦課徴収を行い、国へ納付いたします。

なお、12月1日時点での当市の令和6年度の森林環境税の納税義務者は4万5,072人で、課税額は4,507万2,000円となっております。

次に、森林環境譲与税についてお答えいたします。この譲与税は、森林整備及びその施策の財源として市町村と都道府県に対して譲与基準に基づき譲与されるものでございます。

市町村への具体的な譲与基準につきましては、森林環境税総額の9割に相当する額を私有林人工林面積割100分の55、林業就業者数割100分の20、人口割100分の25で案分し算定されております。また、残りの1割を同様の基準で都道府県に譲与されております。

これらの基準により算定されました当市への譲与額は、令和5年度は1,096万4,000円、令和6年度においては、現段階で確定ではございませんが、1,345万6,000円を見込んでおります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 額面は了承いたしました。

次の質問でございます。これに該当する用途はどのようなものであるか。また、近隣の自治体の事例を把握されていればお示しをいただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 令和6年度の森林環境譲与税1,345万6,000円の用途は、予算ベースとなりますが、自然観察の森の維持管理に係る指定管理料の一部として、施設内の間伐等による園路の安全性の維持及び雑木林の更新などの森林整備や木製玩具を製作し木育体験を通じた森林資源への普及啓発活動の費用として931万9,000円、また、城中行政区環境整備協議会が実施する牛久城址の森林の保全活動に対する補助金などに132万7,000円、そして、市民の木や市民の森など良好な樹林地を保全するために必要な緑の補助金事業に281万円を予定しております。

次に、県内他市町村の事例でございますが、中山間地域においては、林道整備や間伐などの森林整備等、林業の振興に重点を置き活用されております。その他の地域においては、樹木の病害虫対策や公有林及び公共施設内の間伐、そして、木育活動や小中学校・公共施設等の木製品などの購入への使用が多く見られます。また、近隣の龍ヶ崎市においては、個人が行う危険木の伐採費用の一部を補助する事業に活用されております。市町村の裁量により用途は多岐に及んでおりますが、いずれも森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨に基づいたものであると認識をしております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 有効な樹林地を保全するために使われるということと、隣の龍ヶ崎の事例でございましたけれども、個人が行う危険木の伐採費用の一部に補助する事業ということで、実はこのお問合せが私のところに1回、2回と来ました。この後の質問で、今回この龍ヶ崎の事例は危険木の伐採費用ということでございましたので、それは理解しました。

再質問させていただきますけれども、譲与税額（基金）を超える事業を展開していきたいなと思ひまして、いると、それを一般財源に繰り入れて、例えば、該当の事業費の増額予算を組むことは可能であるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 今、御質問にございましたように、例えば一般財源とかほかの財源と合わせて執行するというのは可能となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。大いに期待したいと思ひます。

1月14日の茨城新聞ですけれども、こちらなんですけれどもちょっと抜粋しますね。笠間広域組合と連携協定ということで、市町村がやって、持続可能な森林循環という記事がありました。用途の、新聞記事ないしは皆さんが把握されている中だと、人材育成であったり、やはり環境保全ということであるんですけれども、最後のほうに笠間市のほうのコメントがあつて、森林に対する人々の関心、高まることに見込まれて1,000円徴収すると。譲与されるものの使い道を問われることを想定していると新聞記事にありました。これがまさに私が今回、聞きたいところでありまして、先ほどは答えていただきましたけれども、何に使うんですかというお問合せが大変多くありました。

環境保全といった観点から、この夏に最も依頼の多かった草刈り、雑草除去の補助金等に該当はできないのかなというお尋ねをしたいなと思ひます。先ほど増額補正もできるという話がありました、それができるのかどうなのか、お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 議員御提案の、例えば民地内の雑草除去に対する補助金への活用でございますが、市町村の裁量により用途を決めることは可能であると考えておりますが、その前提としまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条に、森林整備に関する施策と森林整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないと規定されております。したがいまして、それらを勘案いたしますと、雑草除去に対する補助金に活用することは、同法に規定されている森林整備や木材の利用の促進といった趣旨とは異なるものと考えております。

今後も森林環境税及び森林環境譲与税の目的に応じた有効的な施策に活用してまいりたいと考

えておりますので、御理解を賜りたく存じます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 趣旨向きが異なるものということであまり該当しないのかなという御答弁をいただきました。

ちょっと観点を変えてみましょう。再質問です。

例えば、環境保全の意味合いからも、例えばですけれども、伐採とか抜根を伴う周りに生えている草取りですね。というのは、今回、通学路がすごく多かったですよ。民地ももちろんありましたけれども。ちょっと話がずれてしまって申し訳ないですけれども、草、枝がぼつと出ているので刈ってくれと。夏休み中にやってくれ、車の見通しが悪いよというケースが多くありました。それには該当しませんか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 先ほども答弁させていただいたんですが、森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨を踏まえつつ、対象となるところの環境や状況などを照らし合わせまして、関係各課と協議をして有効に活用できるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 分かりました。

基本的に私が今、話している話は、担当課が違うということで理解をいたしましたので、大きな勘違いで申し訳ないですけれども、御答弁の中で担当課とよく相談してやっていくということでありましたので、これは別の機会にやっていただきたいなと思います。該当も検討していただけるということで、お願いを申し上げて次の質問に行きたいと思います。よろしくお願ひします。

大きな2番項でございます。よろしくお願ひします。

市民の皆様の牛久シャトー、株式会社ではありません、牛久シャトーの存続の署名を受け、牛久市は第三セクターの設立を市議会に提案されました。議会はそれを議会決定し、立ち上げた株式会社であります。その経営状況は、様々な要因が考えられると思いますが、現時点芳しくない状況にあると思います。その後、市議会からも第三セクター株式会社、牛久シャトー株式会社に対して経営改善の決議案も令和3年度に出され決議されています。

そこで、お尋ねいたします。まずは、現時点の牛久シャトー株式会社の経営実態について改めてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現在、牛久シャトー株式会社の営業施設としましては、自社で運営しますショップとレストラン、バーベキューの3店舗がございます。また、ワインとビールの醸造も行っております。

次に、経営状況ですが、当期損益については、会社設立以来、市補助金により黒字となった令

和4年度を除き赤字が続いております。また、純資産額は、設立年を除き債務超過であり、その額は拡大しております。令和5年度3月末の第5期決算報告によりますと、売上高合計は約2億600万円、売上原価合計は約9,900万円、販売費及び一般管理費の合計が約1億7,700万円、その結果、昨年度の当期純利益は約5,600万円の赤字となっております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 御答弁、ありがとうございます。

何点か確認を取ります。令和4年度を除き赤字ということでございました。市補助金により黒字となったという御回答をいただきましたけれども、市補助金、同僚議員も先ほどやっていたけれども、これは幾らあったんでしょうか。確認を取っていいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 補助金額、合計で6,735万円です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 これは、私、覚えていますけれども、約で行きますけれども、1,700万円と5,000万円ということでもいいですよ。2回、ありましたよね。

あまり話が出ていませんけれども、本来であれば、牛久シャトー株式会社から発注されるであろう植栽管理のほうでも2,000万円の市との直接入札がありますよね。それは間違いありませんか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 議員、おっしゃるとおりでございます。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 その辺は補助等に至った大きなお金の流れの背景として確認を取らせていただきました。

次の質問に行きます。

では、債務超過額は現時点で幾らになるのか、お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 令和6年3月末の第5期決算報告によりますと、総資産から負債を除いた債務超過額は、約1億4,000万円となっております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 1億4,000万円の債務超過ということで、その主な原因は何であるのか。それは株主である牛久市として把握はされていらっしゃるでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 牛久シャトー株式会社が債務超過に陥った背景には、複数の要因が絡んでいると考えております。

1点目として、牛久シャトー株式会社の収益は観光や飲食を主軸とする事業であるため、コロナ禍の影響により観光客数が大幅に減少し、施設の稼働率も低迷し、売上げが伸び悩んだことが挙げられます。

2点目として、施設の管理運営に要する負担が挙げられます。牛久シャトーは、国指定重要文化財建造物であり、多額のコストを要します。牛久シャトー株式会社は、重要文化財建造物をはじめとする園内施設を最大限活用し営業活動を行うことで、牛久市へ賃借料を支払うというスキームでスタートいたしました。主に賃料などの固定費が重くのしかかり、現状の収益で賄うことが困難な状況となっております。

3点目といたしまして、社会情勢に即した柔軟な経営ができていたのかということが挙げられます。当初示された経営計画では、観光資源としての最大限の活用や地域交流を主軸とすることを掲げていましたが、コロナ禍などの影響による社会情勢の変化により、実際の収益源となる事業は限定的であり、社会情勢に即した経営が行われなかった可能性が挙げられます。

これらの要因が厳しい経営状況を招き、債務超過になってしまったと考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 コロナ禍の影響と賃借料がありました。また、社会情勢に対応できない状況に陥ったということであったと思います。社会情勢に対応できないというのは、確かにあの観光業とか飲食業を含め、コロナ禍の中では大変厳しかったと思います。それはよく理解します。

次の質問につながるんですけども、問題なのは、コロナ禍を背景に賃借料、牛久市に支払わなければいけない賃貸猶予がなされました。これは、本市にしてみれば大きな債権となっていると思うんですよ。これについてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、賃貸の支払の猶予を決定されましたけれども、議会は通っていなかったと思っておりますよね、たしか。なので、猶予期間はいつまでで幾らになっているのか、お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 御質問にありました猶予しております賃料につきましては、令和2年度から令和5年度の4年分の賃料、約2億2,000万円となっております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 現時点では、もう猶予はなされていないのでしょうか。お尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現在も猶予は継続しております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 猶予をいつまで行いますか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 令和6年4月25日に締結しました牛久シャトー賃貸借契約書第2回変更契約書により、猶予期間は令和7年3月までとなっております。

本来であれば、令和7年3月の時点で賃料の猶予額の支払いを求めることが望ましいと考えますが、牛久シャトー株式会社の財務状況を考えれば、猶予分の賃料全額を支払える余裕はないため、今後設置を予定しております外部有識者組織が策定する再生計画の中で賃料の猶予期間など

についても検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 再生計画を検討するということで、この間、新聞報道で私も読みました。外部有識者組織ということで、これは後でお話をさせていただきたいと思います。

確認を取らせていただきたいと思います。賃貸猶予の2億2,000万円の件をもうちょっと聞きたいんです。これを市として見れば、不良債権として見ると思うんですよ。それに対しまして回収方法をどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現在、牛久市におきましても牛久シャトー株式会社に猶予している賃料について、どのように回収していくか検討は行っておりますが、今後設置を予定しております外部有識者による会議の中で検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 外部有識者での検討をしてください。

言っただけだとあれだと思いますので、私もこの回収方法について考えてみました。メモしましたので、読み上げます。

まず、債権などを含む債務超過分を含めその株式を買い取りホワイトナイトの企業の調査検討が1つ目です。

2つ目は、株式会社は管理会社となり、支出を最低限に減らし2億2,000万円を債権、あちらから見れば債権ではないですけども、減免交渉を取っていただいて年次計画を組み、市に返済していく以上の利益をつくる会社の仕組みを再構築することを検討するが2番項ですね。

1と2においては、賃貸借が今後進めていく上に契約がネックになってくると考えられるため、今後は猶予等ではなく、市に集められた署名人の意思等を含め市の財産と考えて何らかの考慮をして行っていかなければ事業としては難しいものと私は考えました。ちなみに、2番目も経営運営実態はもう牛久シャトー株式会社ではないと思います。

3番目、これはさらなる増資ということで、株式増資であります。何通りかの手法があると思います。1、単純に牛久シャトー株式会社に増資。2、以前からお話しさせていただいて議会でも何回か話をさせていただきましたけれども、第三セクターを統合し、市のまちづくり公社的な意味合いを持たせ、事業は別々であるがそれぞれの連動決算を取り、さらなる増資枠を検討すること。事業所間での科目流用は可能かと思えます。さらに、増資枠の中で、やはり署名運動もあったということも含めて、個人、市民ですね、または市内事業者等々の牛久シャトー株式会社の私募債を発行して増資枠を取っていくという流れ。

4点目といたしまして、牛久市として見れば、債権無回収により第三セクター牛久シャトー株式会社倒産、チャラということで、4通りぐらい考えてみましたけれども、これは答弁を求めてよろしいでしょうか。どうお考えになるかということで。

○諸橋太一郎 議長 鷹羽伸一副市長。

○鷹羽伸一 副市長 まずもって、御提案のほう、大変ありがとうございます。

御指摘いただきましたとおり、牛久シャトー、約2億2,000万円の市に対する債務、そして、約1億4,000万円の債務超過、大変厳しい経営状況でございます。そういった中、所有者と市の関係を前提としながらも、やはりあらゆる方法を考えていく必要があると考えております。そういった中で、議員の御提案いただきました方法も選択肢の中に入れながら十分な検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民の御負担を最小にするという観点が非常に重要だと思いますので、そういう観点で検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長** 甲斐徳之助議員。

**○6番 甲斐徳之助 議員** 本当にありがとうございます。ぜひ検討案件に私のお話ししたこともぜひ材料に入れていただければありがたく思います。

いずれにしても、この件に関しましては、大きな誤解が生まれています。賃貸猶予ということは知っている。額面は知らない。オエノグループから牛久市が借りている固定資産税の支払いがある。株式投資は牛久市が資本金を持ちました。それに賃貸借猶予があるという流れを多くの市民の方があまり知らないんです。これは、私が言っていることではなくて、よく私はこういう図解を描くんですけれども、シャトー牛久、赤字なんだっぺみたいなことをよく言われるんですね。確かに赤字は赤字なんですけれども、なぜ赤字であるのかとどういってお金の流れがあるのか。オエノグループと牛久シャトー株式会社は、直接的な金銭の流れはないですよ。それを大きく勘違いされている方が多いのではないかなと思います。ただ、牛久市は多くの株を持っている以上、経営者に近い部分があると思うんですけれども、実質の経営者、経営陣は違いますよね。それもまた大きな誤解であって、いろんな人のいろんなクレームとは言わないですけれども、経営能力を問う声が多く市民の中で出ています。

次の質問なんですけれども、こういった財務状況を市民の皆様には周知をして正しい、投資に関してもただあれをやればいい、これをやればいいという方が本当に多いです。シャトーに関しては、これをやったほうがいいんじゃないの、あれ、やったらどう、市議会、何言ってんのか、いろんな声を聞くんですけれども、その前にこのお金の流れをしっかりとさせることが大事かと思えます。

それで、次の質問なのですが、市民への周知はなされていないのではないかと思うところでありまして、それをする気があるのか。するのか、しないのか、お尋ねをいたします。

**○諸橋太一郎 議長** 二野屏公司環境経済部長。

**○二野屏公司 環境経済部長** 牛久シャトー株式会社を含め、第三セクターの決算報告については、決算報告書が市に提出された後、直近の市議会において報告させていただいております。また、牛久シャトー株式会社においては、自社ホームページにおいて決算報告書の公開を行っております。

議員御指摘のとおり、市民の皆様への周知は必要であると考えておりますので、これまでの情報も含めて公開できる情報については積極的に公開するよう、牛久シャトー株式会社に働きかけ

てまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 決算書の市議会への報告は私も見ました。私が聞いたのは市民への周知ということで、市議会への報告ではないと思います。

手法として自社のホームページに公開しているものがあるという御答弁でしたけれども、牛久シャトーのホームページの決算公開を市民の方が見に行きますかね。あまり見ないのではないですか。私が聞いているのは、例えばですけれども広報紙であったりとか、当然、市のホームページ。何度も言いますね。オエノンホールディングスがあって、牛久市があって、シャトー株がある中に、必ず牛久市がいるんですよ。だから、牛久市の責任は大きいと思いますし、シャトー株の責任だけではないです。もちろん、我々市議会もそうです、この状況は、

それで、市民の周知の理解を得るということであれば、牛久市のホームページないしは広報といったものにお金のフローと言うんですかね、図解をやってはどうかと思いますけれども、それはやるか、やらないか、聞いてもいいですか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 牛久シャトー株式会社のホームページ以外の市民への周知方法については、今後、改めて検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ぜひ検討してください。

そういった状況を踏まえまして、大きなタイトルになります事業構築ということで、改めてお尋ねしたいと思うんですが、今後、事業計画はどのようになっていくのかお尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

牛久シャトー株式会社の業務再生につきましては、今後設置を予定しております外部有識者による検討組織の提言を基に市が再生計画を策定するものと考えております。

その計画を具体的に実行する事業計画につきましては、市の再生計画の内容を踏まえまして牛久シャトー株式会社自身が策定し実行することになると考えております。

また、市といたしましても、出資者としての責任を果たすため、牛久シャトー株式会社の新たな事業計画策定については積極的に関与してまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 積極的に関与してばんばんやっていただきたいなと思います。あまり時間がないと思います。これはほっておけばずっとこのお金の流れは続いていくと思います。ありがとうございました。

先ほどから出ています外部有識者会議をお尋ねします。何をやるのかというのは、今まで少しずつお話しされていたのでいいんですけれども、構成メンバーはどのようなメンバーが入っているのか。新聞周知もありましたけれども、改めてお尋ねをします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 牛久市議会全員協議会でも一部、御説明したとおり、現在、具体的な人選は行っているところであり、メンバーとしましては弁護士、金融機関、中小企業診断士などを中心に検討している状況となっております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 再質問です。これは市の担当とか責任者は入らないんですか。

○諸橋太一郎 議長 鷹羽伸一副市長。

○鷹羽伸一 副市長 当然、市も入ってまいりますけれども、それは、形が委員として入るか、事務局として入るかというのは当然これから検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 分かりました。

弁護士さん、金融機関、中小企業診断士ということで、金融機関が入るという理由をお尋ねしたいと思います。これは、資金調達の融資をもくろんで金融機関が入ってくる話であるのでしょうか。普通に思いますよね。

○諸橋太一郎 議長 鷹羽伸一副市長。

○鷹羽伸一 副市長 牛久シャッター株式会社は民間でございますので、当然、メインバンクがございます。そのメインバンクに入っていただく必要があると思いますので、そこを考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 そこを考えていらっしゃるというのは、私が言ったそこなのか、メインバンクであるそこなのかと資金調達は考えていないということではないんですかね。再質問です。

○諸橋太一郎 議長 鷹羽伸一副市長。

○鷹羽伸一 副市長 先ほど申し上げましたとおり、資金調達については、これからのあらゆる選択肢の中の一つとして検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 これから検討されていくでしょうけれども、何度もお話ししたとおり、こういう状況が続くのは、現時点での経営状況というのは、先ほどの数字、決算を聞くと、賃借料を超えるとそんなに大きく赤字ではなくなってきているのは理解しています。やはり賃借料というのがやはりいろんなネックになってくるのではないかなと思います。今後、違う事業をすとしても、これを払えないという事業者さん、もし違う事業者とか選択されたときに出てくるのではないかなと思います。その辺も検討であると思いますので、検討していただきたいと思っております。

最後にこの件に関しての質問なんですけれども、経営赤字に関して株主保有者である牛久市は、現経営陣、経営者に対して経営責任を問うのか。確認をするのか、勧告するのか、分かりませんが、どのようにお考えになっているのか、お話を伺いたしたいと思います。

先に私が知り得た情報を得ますと、責任を取って報酬を下げた事由があるのを秋口にまた元に

戻ったという話を聞きましたものですから、それも事実であるかどうかの確認をしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 まず、経営責任とのお尋ねですが、牛久シャトー株式会社につきましては、設立直後から新型コロナの流行という事態となったことなど、先ほどお答えしたとおり債務超過には複数の要因が挙げられることから、必ずしも経営者だけの責任とは言えない部分もあると思います。

しかしながら、そのような環境においても、経営者には社会情勢に適応しつつ収益性を高めるため努力する責務があると考えております。

これまでの経営に対する評価については、出資者として市が行う必要があると考えておりますので、今後の経営改善に関する検討状況なども踏まえ、市において適切に評価を行ってまいります。

2つ目の報酬につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

普通は、赤字会社であってそれが続くときに、自分の経営者として給与所得を下げた分を上げるといえるのは考えられないんですけれども。いろいろそういうお考えもあるのでしょうか、ここで言う話ではないと思います。ただ、そういう事実は、はっきりと株主として確認を取ったほうがいいですよ。その辺も検討してください。よろしくをお願いします。

議会の採択を行いまして資本金という名の税金を投入し設立した第三セクターの現時点での経営の実態及びお金の流れをきちんと公表していくこと、市民の理解をいただかなくてはならない皆様、もちろん我々議会にも説明しなければいけない説明責任があると考えます。投資した税金の回収計画の策定をまず行ってから次の事業計画ではないかなと私は思うところであります。第三セクターである株式会社の方が一の倒産を考えるのであれば、当然、今ではございませんし、もっと早い段階ですべきだったのではないかと思います。賃貸猶予という名の2億2,000万円というお金と途中で投入した補助金であったり、当然、設立の資本金といったあの会社にかけている合計額を思うと、本市が抱えた負債額は大変大きいです。こういったものにきちんと対応して、市民に説明責任を果たして御理解いただいて事業再生の道を検討することを御期待申し上げて、私の一般質問を終わらせたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 以上で6番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時20分といたします。

午後2時09分休憩

---

午後2時20分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、20番高嶋基樹議員。

〔20番高嶋基樹議員登壇〕

○20番 高嶋基樹 議員 改めまして、こんにちは。どうぞよろしくお願ひいたします。自民党うしく21、高嶋基樹です。

通告順に従いまして私からの質問は大きく1点でございます。本市の魅力発信、資源の活用について質問をいたします。

本市の魅力は、暮らしやすさや自然との共生を大切に想う人とそのまちづくり、また、大小数々のイベント事や魅力ある個店のほか様々な強みを持ち合わせております。これらの魅力発信は、現在市民向けには広報紙やホームページ、SNSでも頻繁に行われていると見受けられます。今回は、市外、また、県外へのアピールの現状はどうであるか。単独ではなく連携の取れた戦略について方針を伺います。

まずは、牛久の地場産品を市外、県外へとPRしてきた手法はどういったものかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 お答えいたします。

牛久市産品を市外に発信する有効な手段といたしまして、ふるさと納税制度がございます。牛久市では、制度を効果的に活用するため、令和2年度の組織改編により専門部署を組織して以降、ふるさと納税の申込件数、寄附額、ともに増加を続けておりまして、特にポータルサイトへの特産品の積極的な掲載を行うなど工夫を重ねてきた結果、今年度も前年度を上回るペースで寄附を受け入れているところであります。

これに比例いたしまして、返礼品となる市産品の出荷量も増加しておりますので、ふるさと納税制度は、市産品を広く周知する手段として大変有効な制度であります。

このほか、市産品のプロモーションの場といたしまして、銀座にあります茨城県のアンテナショップ、イバラキセンスを活用し、2年連続で牛久フェア等の企画販売を行っているところです。

特に今年度は、常磐道サービスエリアでの高速道路建設促進PRやイオンタウン水戸南でのいばキャラ祭り2024、茨城ロボットフレンドリータウンDAY、また、鹿島アントラーズフレンドリータウンデイズ牛久の日など、県内でのプロモーションのほか、東京都品川区の大井競馬場で開催されました「茨城を食べよう収穫祭」や世田谷区下北沢での「Local Good Ibaraki」など、県外で行われたイベントにも積極的に参加をいたしましてプロモーション活動を展開しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 各地へ出向きまして牛久のPRをされているところであります。

ただいま答弁の中にごさいましたイバラキセンスについて、少し確認させていただきたいのが、牛久フェアの開催期間は基本、土日に合わせてといった短期間のものでよかったか、確認させていただきます。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 イバラキセンスにおきまして営業戦略課が実施いたしました牛久フェアにつきましては、昨年は9月30日と10月1日に行いまして、今年は7月20日と21日にいずれも週末の土曜日と日曜日の2日間を活用して開催をしております。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 それでは、続いての質問に参ります。

これまで市外、県外への魅力発信として推してきたものはどういったものでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

イバラキセンスにおいて実施した牛久フェアでは、昨年は新豆落花生の詰め放題のほか、様々な豆菓子類の販売、今年は新鮮な朝取れブルーベリーのほか、ブルーベリー味のかりんとうを販売するなど、ふるさと納税返礼品の紹介を兼ねた企画販売を行ってまいりました。

イバラキセンスにつきましては、ワイン文化日本遺産協議会が今年2月に日本遺産牛久ワインフェアを実施したほか、市内事業者が個別に販売委託を行うなど、市産品をPRする場として活用しているところです。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 1つ、確認させていただきます。牛久フェア出店の際、出店者の選定は一本釣りで行ってきたという認識でよろしかったでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 これまで実施いたしました牛久フェアでは、イバラキセンスから施設の使用を認められた時期に旬を向かえる特産品で、なおかつ、ふるさと納税返礼品としてのPRも寄与する事業者を中心に出店の打診をしてまいりました。イバラキセンスの使用につきましては、抽せんにより決定されますので、必ず希望した時期に使用できるとは限りませんが、昨年は秋に、また、今年は夏に使用が認められましたので、秋に旬を迎える落花生や夏に収穫されるブルーベリーを取り扱う業者の協力を仰ぎまして、昨年は2事業者、今年は4事業者と共同で実施をしております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 今後も牛久市としても実績を積み上げていただきまして、アンテナショップとの関係をより強固なものにしていただき、牛久市の露出度を上げていただきたいと期待をしております。

こうした中で、今後、本市の魅力発信に活用していきたいといった素材はどういったものであるのか、今後はどのような取組を行っていくかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 ふるさと納税制度やイバラキセンスの活用につきましては、いずれも実績を重ねていることから、継続して活用していくことが重要であると考えております。

また、市外や県外において茨城県がイベントを開催する際にも、シティプロモーションやふるさと納税返礼品をPRする場として積極的に参加をしております。

先ほども答弁いたしましたとおり、今後も県と連携し県が実施する市外、県外のイベントへ積極的に参加することにより、市産品をはじめとした魅力の発信を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 県が実施するイベントといえば、関連事業で10月にシン・いばらきメシの本戦が開催されました。また、さらに遡り、今年の3月にはその予選会を牛久市は独自に開催し、大いなる盛り上がりを見せました。市内事業所は、この本戦に向けて新商品の開発に心血を注がれたことは記憶に新しいところでございます。そして、これらの商品はそのまま埋もれさせてしまうのでしょうか。

ここまでの御答弁で何度も上げていただきましたイバラキセンス、都心でのアンテナショップであるイバラキセンスは、全国、またはインバウンド観光客に向けても地方をアピールする上で大変貴重な場であると認識しております。さらには、先ほどの御答弁から牛久市自体の出店も抽せんによるものであるといったところ、そこに出品できることも大きな実績として商店、事業所にとってはその後、大きな強みとなってまいります。

そこで、これまで実施してきたイバラキセンスへの出店について、1回につき短期間ではなく、期間を1週間程度に拡大して牛久ウィークとして開催し、一度に盛大に牛久をPRすることがより効率的と考えます。また、対象期間を延ばすことで出店者数の増加も見込めます。牛久の特色としてそれぞれの個店の魅力はあるものの、全国規模で見ると「ああ、牛久大仏」といった印象のまちなでございませう。たった1つのワゴンでも、牛久の魅力を集約させることで消費者との会話も広がり、より有効的なPR効果が期待されます。事業者の声としても、たとえそこで完売に至らずとも、直接全国の顧客の目に触れることでふるさと納税の候補に名のりを上げられるまたとない機会となります。こうした場が事業者には求められております。ぜひともこの期間の拡大と出店者数の拡大、これを検討いただきたいと考えておりますが、本市の見解はいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 イバラキセンスへの出店は、市内業者と消費者をつなぐことによる新たなファンの掘り起こしを行うとともに、市政情報や観光案内といった地域の情報発信、知名度の向上を見据え行っております。イバラキセンスで行った牛久フェアでは、各回とも完売した市産品が見られるなど大変な盛り上がりを見せていることから、今後も取組を継続し、高嶋議員、御提案の一定期間連続で市産品をPRすることにつきましても、周知期間が増えることにより日替わりで複数の市産品を取り扱えるなど大変有効な施策であると考えますので、イバラキセンス側と協議の上、実施に向け検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

**○20番 高嶋基樹 議員** ありがとうございます。しっかりと御検討いただきまして実施に向けて進めていただければと思っております。たった1者の取組では困難なことをしっかりと本市の対応で引っ張り上げていただくことを期待しまして、次の質問に入りたいと思います。

本市の魅力発信、資源活用についての資源に焦点を当てたいと思っております。冒頭でも申し上げたとおり、本市の魅力は暮らしやすさや自然との共生、牛久市において自然の代表的な施設として取り上げられるのは、まさに牛久自然観察の森であります。全国に10か所のみ設置されている貴重な森でもあり、他県の観察の森との違いは、牛久だけが平地にあるといった特徴もございます。都心からのアクセスもよいこの牛久の宝を活用しない手はないと考え、まずは、本市で捉えている施設の状況を伺います。

**○諸橋太一郎 議長** 長谷川啓一建設部長。

**○長谷川啓一 建設部長** お答えいたします。

牛久自然観察の森は、身近にある里山を良好な状態で保全し、多様な生物が生息し続けられる環境を目指して、当時の環境庁による補助事業である身近な自然活用地域整備事業を活用しまして整備した施設でございます。

自然観察の森駐車場から自然解説員が常駐しているネイチャーセンターまでの間には、タヌキの林、バッタの原があり、園内中央にネイチャーセンターが配置されております。その先にはカワセミの池やコブナの流れなど水辺があり、その周りを囲むようにフクロウの森やウグイスの林などがあります。各エリアは園路で結ばれており、来園者が自然環境の多様性を感じ取れるよう管理しているところでございます。

なお、同様の自然観察の森は、議員の紹介にありましたとおり、全国に10か所しかなく、希少性の高い施設となっております。

平成2年度より開園し、市内周辺に生息する生き物の展示や親子連れを対象とした木のおもちゃとの触れ合いにより自然に対する意識を啓発する木育広場の開設など、様々な事業を実施し、これまでの累計来園者数は128万人を超えている状況でございます。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長** 高嶋基樹議員。

**○20番 高嶋基樹 議員** ただいまの御答弁でもありました来場者数について、もう少し詳しく伺います。木育広場、園内に設置されているネイチャーセンターの中のコーナーであり、木育広場ができる前までは無料のエリアだったと記憶しております。この有料エリアができる前と後での来場者数、また、コロナ前後の状況が分かりましたらお願いいたします。

**○諸橋太一郎 議長** 長谷川啓一建設部長。

**○長谷川啓一 建設部長** ネイチャーセンター内にある木育広場や一部の体験型事業につきましては、平成25年度より有料事業として実施しております。木育広場開設当初の利用者数は約1,000人でありましたが、令和5年度には約2万人にまで利用者数を伸ばし、利用料以上の価値を提供できるものと考えております。

また、新型コロナウイルス発生前後の来園者数につきましては、発生前が年間約4万2,000

0人、発生後は約3万2,000人と約1万人の減少となりましたが、令和5年度では約4万8,000人となり、コロナ禍前の来園者数を上回るまでに回復してございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 利用料が発生してから、そして、コロナ収束後のほうが来場者数が激増しているということで、この事実について大変驚いておりますが、それだけ充実した施設になった現れかと捉えております。

それではもう少し、これだけ来場者数を伸ばしていらっしゃいますので、市内外へ情報発信をされていると推察しますが、どのような手法を取られているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

乗客に向けた情報発信としましては、広報うしくや新聞、雑誌等への掲載をしており、例えば、某小学生新聞では9月に「森のおたより」としてショウリョウバッタを紹介しているほか、複数の旅行情報誌によりネイチャーセンター内の木育広場の様子や平地林を歩きながら自然観察を楽しむ園路の様子が紹介されております。また、インスタグラムやXといったSNSも活用しており、来園者数の増加につながっているものと考えております。

今後も、より一層、各ツールでの内容を充実するよう努め、さらなる利用者数の増加を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 ありがとうございます。

施設の管理、運営状況について確認させていただきました。答弁からも来場者数は右肩上がりということで、戦略も見事にはまっているように捉えております。

主に市外からの牛久市の観光ルートとしましては、大仏と牛久シャトーといったものが主流。そして、本市としても、この2点をランドマークとして掲げてきたことと存じております。しかし、全国にたった10か所しかない自然観察の森も、牛久市の活性化には大変重要で貴重なコンテンツではないでしょうか。先ほど執行部からの答弁の中で、さらなる集客力向上に向け今後、情報発信に努めていく旨の回答がございました。また、事前に自然観察の森に確認したところでは、自然観察の森では既に時期に合わせて駐車場開放などを行っており、イベントを開催することもこの場所で可能であるということをお伺いしております。

今後、さらに自然観察の森を活用し、来場者の増加を図るとともに、牛久市への来訪者増加につながるよう、森の管理者だけでなく各課、また、民間事業者との連携を深めていただきまして取り組んでいただくことを強く要望しまして、さらに、これから物産を含め牛久のいいものが広く全国に発信されていくことを大いに期待しまして、今回の私の一般質問を終えたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 以上で20番高嶋基樹議員の一般質問は終わりました。

自席にて暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 3 分休憩

午後 2 時 4 3 分開議

○諸橋太一郎 議長 再開いたします。

次に、15番水梨伸晃議員。

〔15番水梨伸晃議員登壇〕

○15番 水梨伸晃 議員 改めまして、こんにちは。会派、日本維新の会、水梨伸晃です。よろしく願いいたします。

今定例会も次世代のためであることを軸に、通告に従いまして一問一答方式にて3項目質問させていただきます。

早速ですが、まず1つ目、子供の健康診査についてであります。

こども家庭庁によると、母子健康法上の各種健診の規定では、第12条で義務とされている1歳6か月児健診と3歳児健診をはじめ、第13条にも前条の健康診査のほか、市町村は必要に応じ妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならないと明記されています。

そこで、①牛久市で行っている未就学児の健康診査はどのようなものがあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 自治体で行っている就学前の子供の健診は、乳幼児の健康の保持、増進を目的として母子保健法に基づき実施しており、牛久市におきましては、医療機関で行う健診と保健センターを会場とした集団健診の2種類がございます。

医療機関健診では1か月児健診と7～11か月児健診を、集団健診では3・4か月児、1歳6か月児、3歳児健診を行っており、身体計測及び身体・精神発達確認のための保健師の問診・相談や医師の診察等を行っております。また、1歳6か月児と3歳児健診では、歯科医師の診察が加わり、そのほか3歳児健診では尿検査や視能訓練士による視覚検査、歯科衛生士による歯科相談、フッ素塗布等を行っております。加えて、栄養士による栄養相談、臨床心理士による発達相談、助産師による育児相談など、多くの専門職が関わり実施しております。

なお、各集団健診の受診率は98%から99%となっております。

その他の検査では、4～5歳児を対象に視覚検査と保健師による就学に向けての成長発達確認等を行っております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

各集団健診の受診率は98%から99%と、全国平均から見ても牛久市は高い受診率だということが分かりました。今回は、その中でも特に1歳6か月児健診に焦点を当て質問していきたいと思っております。

1歳6か月児健診とは、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対し厚生労働省令で示す検査項目11項を行う健診と認識しております。

牛久市のホームページによりますと、1歳6か月児健診にかかる所要時間は1時間から2時間程度となっておりますが、受付時間は12時半から13時、そして、13時から13時30分と記載されております。さらに、同ホームページ内の説明によると、1歳6か月児とは自我が芽生え自分で何でもやりたいという自己主張が表れるイヤイヤや自分の気持ちを上手に言葉にできないときにかんしゃくが起きる、毎日子育てを頑張っているパパとママも疲れているということを理解している記載もあります。

そこで、受診時間帯について伺います。市内にある1歳児を預かっている保育園に問い合わせたところ、ほぼ全ての園が1歳児の午睡、お昼寝ですね、そちらの時間帯は12時半前から14時45分頃と設定しています。なぜ牛久市として毎日子育てを頑張っている保護者が疲れているのを理解しているにもかかわらず、多くの1歳児が眠くなる時間帯に健診の時間を合わせる事情があるのか伺います。

**○諸橋太一郎 議長** 沼田和利市長。

**○沼田和利 市長** 牛久市の乳幼児集団健診の時間帯につきましては、現在おおむね12時半から13時40分が受付時間であり、1人当たりの健診所要時間は2時間程度となっております。昼食摂取後のこの時間帯は、生活リズムの中でお昼寝時間としている家庭も多く、子供の機嫌が悪くなったり、その日の生活リズムが崩れたりするなど、保護者の皆様にとっては御苦労があらうとお察しするところです。

一方で、乳幼児健診は、医師、歯科医師の診察が必須であり、牛久市医師会及び牛久市歯科医師会の御協力によって年間約60回と多くの回数が実施可能となっております。

医師の確保につきましては、毎年、市が市内全医療機関50か所に乳幼児健診協力の可否について確認を行い、また、歯科医師に関しましては、歯科医師会長の調整の下、調整を行っていただき、協力が得られた限られた医療機関の中で日程調整を行っており、実施しているのが現状です。

今年度は12の医療機関と35名の歯科医師に御協力をいただいておりますが、医師・歯科医師の先生方には、午前の診療を終えてから午後の診療が始まるまでのうち約1時間半をお忙しい合間を縫って市の健診時間に充てていただいております。市内の医療機関との連携が子供たちの健康を守る上で大変重要な役割を果たしていることから、御理解をいただきたいと考えております。

健診以外の市で行っている子供に関する相談や教室など、市の裁量により実施時間等が決められるものにつきましては、お昼寝の時間帯を考慮し、全て午前中に実施しております。

今回の健診の時間帯についての御質問に関しましては、医師会、歯科医師会との情報を共有してまいります。

**○諸橋太一郎 議長** 水梨伸晃議員。

**○15番 水梨伸晃 議員** ありがとうございます。特に医師や歯科医師などの多くはクリニックや病院勤務の方であり、スタッフ確保のためと理解させていただきました。

とはいえ、大阪の小児科医の先生いわく、1歳半健診で診るのは人見知りをするのかとか、集

団でいるところで1人でずっと泣き続けている子なのかとか、自閉症や対人障害とかのことも考え、そのようなスクリーニングの場でもあるということです。大人の事情もあるかもしれないが、本当に子供のためにとすると午前にやるのがいいと思うということでした。

既に1歳半健診を近隣のつくば市では行っている事例もあります。午前中に健診をやるきっかけをつくば市に問い合わせたところ、最初は保護者から要望があったからということでした。令和2年度の4年前から今も継続、つくば市医師会に加入していて休診日や夜間をメインにしている先生にも協力してもらい開催しているようです。

ここで再質問させていただきます。牛久市医師会でも行政並びに全ての医療関係者と連携して医療の担い手として牛久市民に貢献することを目的とするという記述がホームページにありました。市長の答弁からも医師会、歯科医師会と情報を共有とありましたが、直近ではいつ情報を共有できるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 市民の皆様から健診時間帯についての御要望があったことにつきましては、その他、関係する事項も含めまして、議会終了後に牛久市医師会長及び牛久市歯科医師会長を通じてできるだけ早くお伝えするようにいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 答弁申し上げましたとおり、この時間帯につきましては、市のほうでお願いしても、これは医師会の判断でございますので、それ以上の話はないんです。情報を共有するといった話は今日の場に歯科医師会の団体と会う都合がありますから、一意見としては伝えてはおりますけれども、強制することはできませんので御理解のほど、よろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 市長から本当に前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

今回、この場ではっきりと午前と午後の2回、保護者に選んでもらい早速来月から実施しますという答えをもらうことは大変厳しいと思っておりますが、この質問に関して本日、医療関係者と検討していただくということもありましたので、子供を育てるなら牛久市と思ってもらえるようにしていただきたいと思い、次の質問に移ります。

大きな2番、公立小学校設備についてです。

1番目、ひたち野うしく小学校のオブジェについてであります。ひたち野小学校内には、噴水のようなオブジェ、水辺の塔が存在感を出しながら設置されています。現在は水が循環していないと聞いておりますが、今後、直していくかなどの方向性を現在、検討しているのかお示してください。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 ひたち野うしく小学校の水辺の塔と池につきましては、学校開校の記念として設置されたモニュメントであります。草木や生き物の集まる豊かな水辺として多くの方々に親しまれてきた場所でございますが、現在は、水の循環ポンプが老朽化により機能していない

ため、水辺の塔は水の流れが停止している状況です。

現状において循環システムは機能しておりませんが、水辺の給水設備と排水設備は使用できる状態のため、学校では必要に応じて池の水を足すなどして草木や生き物が生息できる環境を整備しており、これまでどおり、水辺の塔と池は生き物を観察できる場所として保たれております。

このような状況から、現時点では水辺の塔と池の修繕や設備更新を行う予定はございませんが、水辺の塔と池が持つ象徴的な価値や学校にとってどのような役割を果たしているかなど、今後も状況について確認をしていきながら、修繕や設備更新の必要性や優先順位を整理し、対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ただいまの答弁、設備更新を行う予定はないとのことですが、学校開校記念のモニュメントということで開校当時に設置ということは、現在は小学校開校から今年度15周年でありますので、14年は最低でも経過しているということです。学校敷地内にある大きなものですから、足元にも水を使っているということ、素材によってはさびたりもします。現在は、その足元にも草が生え見えづらくなっている。万が一、倒れるようなことはないとは思いますが、お調べになっているのかお伺いいたしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 学校の施設や設備につきましては、学校において安全点検を毎月実施しております。また、市においても3年ごとの有資格者による専門的な点検を実施しており、破損や老朽化等により不良箇所が確認された場合は、改善措置として修繕、修理等を行っております。

この水辺の塔と池につきましても、異常がないか定期的な点検等を行うことで、状況を把握し、危険箇所があった場合には適切な措置を講じるなど、安全管理に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 学校施設、設備という感じではないと思いますが、教育の場として好ましい状態に維持し事故を防止するためには、日常の点検、補修及び定期的な維持修繕が必要であり、不具合があった場合に保全を行う事後保全型の管理から、計画的に施設の点検、修繕等を行い不具合を未然に防止する予防保全型の管理へと転換していくことが重要であると考えますので、モニュメントが老朽化によって倒れて子供が下敷きになるような事故や緊急避難時の動線上の事故などが起きないように確認を含め、適切に管理していただきたいと思います。

続きまして、大きな3番、PTAに関する質問です。

この議場にも市内小中学校のPTA会長、そして副会長を務めた歴代の先輩方が多くいることは承知のことですが、今回は市内17の幼稚園、小中義務教育学校、高等学校による牛久市PTA連絡協議会という団体について伺います。

それでは、1番です。牛久市PTA連絡協議会の活動に対して教育委員会としてはどのような支援を行っているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

P T A活動に対する市教育委員会の支援としては、各校の単位P T A連絡協議会に対し補助金を交付しております。令和6年度の実績で申し上げますと、合計100万2,000円の補助金を交付いたしました。補助金の交付金額につきましては、市立幼稚園が1園で1万5,000円、市内小中学校及び義務教育学校が13校で各校6万円、本部であります牛久市P T A連絡協議会へ20万7,000円となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

ただいまの答弁では、本市は牛久市P T A連絡協議会に対して約100万円の補助を出している。これですと、僕の考えでは、何の活動をしているんだと疑問符がつくところです。把握している範囲で結構です。参考に、茨城県P T A連絡協議会へ牛久市P T A連絡協議会が補助金として負担している金額は幾らでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

令和5年度の牛久市P T A連絡協議会の決算報告書によりますと、県P T A連絡協議会へ合計で95万7,495円。こちらについては、1人当たり165円掛ける会員数、5,803会員。県南P T A連絡協議会へは3万1,106円。こちらは1会員当たり2円掛ける会員数、同様に5,803会員、プラス、1学校ごとに1,500円の合計で3万1,106円。こちらの負担金をそれぞれに支出しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 大変詳しくありがとうございました。今のは確認です。ありがとうございます。

次に、②です。教育委員会では、牛久市内における小中義務教育学校のP T Aという団体について、入退会は任意という認識でよいのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

P T Aとは、保護者と教職員が協力して子供の教育環境をよりよいものに整えることを目的とした社会教育関係団体であり、社会教育法では公の支配に属しないとございます。したがって、御質問にある入退会につきましては、保護者の自由意思によるものであり、強制加入をお願いするものではございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。私が昨年度牛久市P T A連絡協議会の会長を務めていたときに、ある保護者からP T Aの入退会は任意ですよ、P T A非加入希望だった

んですが、PTA役員からなぜ非加入希望なのか、今の時代は共働きの世帯が多いこと、それでもみんなやっている、そのような説明を受け、とても断ることができない状態になったという相談を受けました。

しかし、この中で問題なのは、その説得をしたPTA担当者もまた、くじなどで選ばれた保護者の可能性が高いということ、その方もいやいやながら引き受けた方が多い。PTA役員というのは、各保護者が1人の子供に対して1年は役員をしてくださいねという前例踏襲をいまだに続けているところが多く、それを変えようにも1年の任期でようやくPTAを理解したなという頃には終わってしまう。そして、大多数の人が次の年度もやるぞと思えないところに原因はあるのだと私は理解しております。今のPTA会長さんたちの多くは、共通した認識を持ち、PTA活動は無理やりやらされているボランティアという古い体質は改めるべきだと各学校でPTA改革をしていると聞いております。

ここで③番の質問に入ります。市内小中義務教育学校でのPTA入退会は、どのようになっているのか。入会を強制している学校があると問題だと思うが、本市ではその確認はどのようになっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

各学校におけるPTAの入会及び役員選出などの説明については、それぞれの学校のPTA本部の運営方針にのっとり行われているようでございます。

市教育委員会では、PTAが任意加入の団体であることから、加入について保護者から書面での意思表示をいただくことをお願いしている状況でございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 再質問させていただきます。

PTA会員とは、先生も同時に会員であるということもあります。先生へのPTA加入、こちらは書面での意思表示をもらっているということで間違いありませんか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

教職員の加入確認については、現時点、大変申し訳ございませんが、確認はできておりません。加入については、先ほど議員からも御指摘があったとおり、教職員についても任意であるということですので、保護者同様の対応を考えていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。全国的にそのような問題が起きているという報告も受けておりますので、しっかりともし確認できるのであればぜひお願いしたいと思います。

次に、④です。PTA活動におけるWi-Fi環境の課題についてであります。

現在、牛久市内の公立小中義務教育学校には、国のGIGAスクール構想により校内ネット環

境がそろっていると承知しております。しかし、各校のPTA会長からお話を伺うと、Wi-Fi環境の構築も様々で、PTAは任意団体ということで法人契約もできず、会長さんや役員さんが個人契約をし、使用料金を立替え、PTA会費から補填をしている学校もあるようです。役員が替わるたびに途中解約の違約金が発生する場合もあるそうです。本来のPTA会費の使い道とは違う課題となっています。

社会教育法第3条では、国及び地方公共団体の任務として、社会教育の推奨に必要な施設の設置運営あらゆる機会、場所を利用し文化的な教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない記述と、第3項には、その任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関係性を有することに鑑み、学校教育との連携の確保に努め、地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする明記されておりました。

さらに、文部科学省によりますと、来訪者のWi-Fi利用に関しての記述はなく、各学校や各自治体が決めることになっているという回答もいただいております。

改めて、質問させていただきます。現在、縮小傾向にあるPTA活動を活性化させるため、そして、学校内にインターネット接続環境がそろっているにもかかわらず、PTAが校内で使用するパソコンに限定したとしてもPTA活動でインターネットを使用するために御検討いただけないでしょうか。こちらは要望のような質問になってしまいましたが、お答えをお願いいたします。

**○諸橋太一郎 議長** 高橋頼輝教育委員会次長。

**○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長** お答えいたします。

学校のWi-Fi環境につきましては、GIGAスクール構想を機に児童生徒が授業で使用することに限定したネットワークのため、セキュリティーを確保する必要から接続する端末を限定させていただいております。そのため管理外の端末、すなわち教職員、児童生徒以外の接続は想定をしておりません。

管理されていない端末が接続された場合、例えば、その端末が悪意を持ったソフトウェアに感染していたりすると、学校ネットワークにも被害が拡大する危険性があり、その結果、授業に甚大な影響を及ぼす可能性がございます。

そのため、PTA活動のためのWi-Fi環境の整備につきましては、児童生徒が安心・安全な学習環境を確保できるよう、校内のWi-Fi環境ではなく、各PTA本部の予算で個別に設置、管理をお願いしたいと思っております。

**○諸橋太一郎 議長** 水梨伸晃議員。

**○15番 水梨伸晃 議員** ありがとうございます。

17歳の児童生徒による校務系システムへの不正アクセスや千葉県で起こりました校務支援システムのランサムウェア攻撃によるものも記憶に私はございます。セキュリティーを確保する関係で難しいという回答は、仕方ない、想定内でございました。今後の情報セキュリティー対策が技術的に万全でリスクがゼロとなった場合の要望にとどめさせていただきます。

次に、(2)番です。子どもを守る110番の家「親子カンガルーマーク」についてです。

こちらの看板、市内のおうちに見られると思います、このような看板。こちらの看板は、茨城県警察生活安全総務課によると、このカンガルーマークについては、神戸の連続児童殺傷事件を受け、当時、筑波の駆け込み寺がきっかけとなり、平成10年頃、県警と県教育長で協議し、大人が子供を守るイメージに合ったところから、このカンガルーを基に作成したということです。茨城県内全体の掲示板の数は、令和5年3月時点で、小学校関係で3万7,000枚、中学校関係で3万3,400枚、令和6年3月時点で、小学校関係3万6,000枚、中学校で3万1,500枚と若干減ってはいるもののほぼ横ばいだそうです。

そこで質問です。1番、牛久市として子どもを守る110番の家について、本市の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

子どもを守る110番の家とは、ボランティア活動の一種であり、子供たちが街で知らない人から声かけ・痴漢・つきまといなどの被害を受けたときに助けを求めて逃げ込むための場所で、子供たちを保護し警察や学校などへの通報を行ってくれます。

子どもを守る110番の家には、一般家庭や個人商店が設置しているものと法人や団体が設置しているものがありますが、双方の意思統一や情報の共有化を図るために、茨城県子どもを守る110番の家ネットワークが構築されており、その事務局は茨城県警察本部生活安全総務課に置かれています。

各管轄については、事業者・団体が設置する110番の家については茨城県警察本部の管轄となります。一方で、一般世帯や個人商店が設置する110番の家については、県教育庁が管轄となり、地域の学校や市町村教育委員会等がその取りまとめを担っております。

本市においては、牛久市子どもを守る110番の家の会がこの活動を担っており、会則上、牛久市PTA連絡協議会が活動の主体となっております。

各学校へ年1回実施しているアンケート調査によれば、市内の児童生徒が登下校や防災探検隊の途中でトイレを借りたり、ばんそうこうをいただいたりした実績も報告されていることから、この活動の継続については、児童生徒の安心安全のために意義ある活動であると認識しております。110番の家に登録をしている皆様に感謝するとともに、活動を担っていただいている市PTA連絡協議会への支援を継続してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。本市でも110番の家掲示板については、子供たちに何かあったときに助けを求めて逃げる場所、さらにその活動の継続については意義のあるものと認識をしていること、承知いたしました。

そして、この110番の家の掲示板の設置場所などの把握に当たり、牛久市PTA連絡協議会が主体として活動をしている。ここで、市内各所にある新しく設置されている掲示板から毎年追加されている掲示箇所や色あせて掲示されている場所の把握、住所などの個人情報管理作業まで、考えるだけでも大変な労力を、言い方に語弊があるかもしれませんが、くじ引きで当たって

しまっただけの保護者が担うというのは負担が大き過ぎるかなと考えますが、管理や責任はどこにあるのかお示してください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えいたしましたとおり、子どもを守る110番の家の活動の主体は、牛久市PTA連絡協議会が担っております。

しかしながら、各単位PTAにおいて地区内全ての看板設置箇所及び運用状況を把握することは困難であるというのは現状と考えております。

子どもを守る110番の家の看板の管理については、会則上、定めはございませんが、看板作成は活動の主体である牛久市PTA連絡協議会の予算により作成をしております。作成後の在庫管理については、市生涯学習課が管理を行っております。そのため、新たに看板が欲しい旨の要請があった場合、生涯学習課から学校を通じて各単位PTAへの配布を行っているところでございます。

市といたしましては、子どもを守る110番の家の周知を行うのと併せて、看板の在庫枚数や利用状況などを確認する学校ごとのアンケート調査の実施によって看板の登録・看板の配布・回収など各校の状況を具体的に確認しながら、側面的に支援を継続してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

再質問させていただきます。

先ほどの私の質問にもありましたが、近年、全国的にもPTAという組織が縮小傾向にあることは御承知のことだと思います。牛久市内の学校も例外ではなく、PTAが縮小されていくのは目前に迫っていると聞き及んでおります。万が一、PTAが解体した場合に伴い、看板を設置してくださっているお宅へはどうしたらいいのか、誰がどうやって回収するのか、個人宅へ連絡し処分してもらうのか、住所などの個人情報破棄してしまっているのか、誰が引き継いでいくのか、事業そのものをなくしていくのかなど、考えておくべき問題だと私は思います。本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

先ほど来の答弁でも申し上げましたように、現在、活動の主体は市のPTA連絡協議会であり、その協議会を通じて各学校のPTAに担っていただいているところでございます。

昨今の状況を踏まえれば、議員が御指摘のとおり、各学校の単位PTAが存続できなくなる可能性、こういったものについても否定はできませんので、今後とも市のPTA連絡協議会、それから各学校と協議を行いまして、事業継続の方向性については検討を続けていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 早急の対応をよろしくお願いいたします。

持続可能な社会の実現に向けて必要とされる取組と課題は山積みですが、ほかの他の機関とも協議をしていただきますよう、よろしくお願いいたします、私からの一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で15番水梨伸晃議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時30分といたします。

午後3時20分休憩

---

午後3時30分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番杉森弘之議員。

〔17番杉森弘之議員登壇〕

○17番 杉森弘之 議員 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之でございます。

私の質問事項は3つであります。

本日、最後となりましたが、一問一答で質問しますので、よろしくお願いいたします。

第1問目は、営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングについてであります。

周知のとおり、ソーラーシェアリングとは、農地に支柱を立てて上部空間にソーラーパネルなどを設置し太陽光を使う。下部で農業生産に太陽光を使う。上部と下部で両方を使う、シェアをするのでソーラーシェアリングと名前をつけられているところでございます。CHO研究所所長長島 彬氏の研究により、作物が生長する上で必要になる光合成の量は作物によって決まっており、必要以上の太陽光は光合成には利用されず、むしろ葉が変色するなどの悪影響を及ぼすこともあるという光飽和点の理論を明らかにしました。農林水産省が2013年にソーラーシェアリングの設置を許可した背景には、この研究成果が大きく関わっていると言われております。

取組事例を見ますと、宮城県気仙沼市の株式会社サンフレッシュ小泉農園（「ソーラーシェアリング事業者」に訂正あり）では、発電出力200キロワット、下部の農地面積は22アール、バレイショを栽培しバレイショの遮光率は68.5%、つまりあまり光を必要としないということだそうです。発電した電気はハウス内の暖房等に利用され、高所作業台車の充電に使ったり、経費削減のために使用を控えていた出荷等の空調設備も稼働させるなど、職員の健康管理にも寄与したと言います。22アールですから、2,200平米で年間600万円の電気代節約となったということになります。

香川県丸亀市の株式会社讃岐の田んぼ（「ソーラーシェアリング事業者」に訂正あり）は、発電出力44キロワット、下部農地面積60アール、遮光率25%から37%で水稻、麦を栽培し、営農型太陽光発電とスマート農業、すなわちICTやロボット技術を活用し作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業を実践しているようであります。

ソーラーシェアリングの可能性について、市の認識についてまずお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 ソーラーシェアリング、すなわち営農型太陽光発電とは、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る取組として、平成25年に農地転用許可制度において新たに位置づけが明確化されたものです。具体的には、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組手法となります。

作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営のさらなる改善が図られるものと認識しております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、市内のソーラーシェアリングの設置状況について聞きます。

全国では、営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績は、2022年度までの9年間に5,351件、発電設備下部の農地面積は1,200ヘクタール、3年前と比較してほぼ倍増しております。全国的には営農型太陽光発電設備の設置者は、発電事業者が設置したものが7割、農業者や農地所有者が設置したものが3割と言います。また、発電事業者のうち県内事業者が約6割と言います。太陽光パネル下部の農地で生産されている農作物は様々で、米、麦、大豆等が9%、野菜等が29%、果樹が13%、観賞用植物が36%となっています。

牛久市内のソーラーシェアリングの設置箇所数、合計面積、種類、発電量はどのようなものかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 営農型太陽光発電の市内の設置状況ですが、現在10か所あり、パネル下の農地の合計面積は1万5,497平方メートルです。全て畑作となっており、下部の農地ではキクラゲや柿などを栽培しております。なお、発電量は、申請時の値となりますが、合計2,026.56キロワットとなっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 農水省によれば、2020年度末において全国で営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものの割合は22%だそうです。支障の内容を見ると、反収減少、生育不良等、営農者に起因するものが約7割となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っているとのこと。全国的にも発電だけを目的に営農が適切に継続されない事例が後を絶たないため、これまで通知で定めていた一時転用の許可基準等を農地法施行規則に定めるとともに、具体的な考え方や取扱いについてガイドラインを制定し2024年4月1日に施行しました。ソーラーシェアリングの趣旨にのっとり、発電だけでなく営農の適切な継続のための規制も強化すべき課題であります。

他方で、農水省が発表した食料・農業・農村基本計画によれば、これまでの傾向が続けば、2019年現在で440万ヘクタールの農地は、2030年には414万ヘクタールに減少すると予測されており、農業就業者数は2015年の208万人から2030年には131万人に減少

すると予測されています。そのため、農水省は、農業と発電を共有したソーラーシェアリングの取組の促進について、2020年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に位置づけています。農村の所得の向上、地域内の循環を図るため、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めていく。地域が主体となった地域新電力の立ち上げ等による再生可能エネルギーの活用を促進するとあります。

牛久市における再生可能エネルギーの可能性についての市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 市では、ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギーの活用に関する施策として、バイオマスタウン構想に基づいて近隣自治体と連携し、使用済みの食用油からカーボンニュートラルであるバイオディーゼル燃料を製造し、発電機や車両燃料として地域内で消費する取組を行うとともに、令和3年度からは、一般家庭での再生可能エネルギーの自己消費を促進させるべく、太陽光発電設備と連携した住宅用蓄電システムへの補助金交付を実施しております。

再生可能エネルギーには、風力、水力、地熱などもございますが、これらにつきましては、気候、地形及び地理的条件が深く関わってくるエネルギーであり、本市はこの条件を満たすことができないことから、太陽光及びバイオマスを活用してまいります。

なお、脱炭素化に当たっては、発生させた再生可能エネルギーを地域内で消費することが重要であり、市としては、現在の取組を継続するとともに、区域全体の事業者や市民を対象に自家消費型の再生可能エネルギー設備設置に関する支援策を検討・実施し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 植物の成長を促すのに必要な光の強さの限界を光飽和点と言いますが、ソーラーシェアリングは、それに合致した遮光率でソーラーパネルを並べます。バレイショの遮光率は68.5%と高く、大豆は33%、お茶は40%、水稻や麦は30%、ブルーベリーは37%、麦は30%だそうです。ソーラーシェアリングに適している作物は幅広く、お茶、稲、里芋、サツマイモ、キャベツ、白菜、レタス、ミツバ、ブドウ、桃、梨、イチゴ、ネギ、アスパラ、ナス、エンドウ、ミョウガ等が特に適していると考えられています。

例えば、千葉県いすみ市の五平山農園（「ソーラーシェアリング事業者」に訂正あり）では、発電出力49.5キロワットで下部の10アールの農地にブルーベリーを栽培し、平均糖度15度以上、通常は12～13%で良品と言われていますが、15度以上のブルーベリーを直径平均18ミリメートル、つまり大粒のブルーベリーをそろえ、色目もよく高評価と言われています。建設費は1,500万円で、売電収入は毎年200万円。若者が安定した収入を得ながら農業で食べていける姿をつくりたいとの考えを持っているとのこと。

山梨県山梨市のNeon Marche（「ソーラーシェアリング事業者」に訂正あり）は、シャインマスカットを栽培し、太陽光パネルの下で栽培をすることで自然の恩恵を最大限に受け、果実にとって最適な日照条件で栽培を行っております。この環境はブドウの成長に必要な太陽光

をしっかり確保しつつ過剰な直射日光から守ることで、果実の甘さと香りを一層引き立てる役割を果たしていますと宣伝広告で述べています。

酷暑が続く日本の夏は、農作物の生育に確実に影響します。これらも参考にして、牛久市におけるソーラーシェアリングに適した作物等を含め可能性をどのように考えるか、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 営農型太陽光発電を活用した千葉県のブルーベリー栽培などは、農林水産省のホームページでも優良事例として紹介されております。

営農型太陽光発電は、営農の継続が前提となるため、農地転用の許可基準において農地における作付面積10アール、1,000平方メートル当たりの収穫量が同じ年の地域の平均的な収穫量と比較しておおむね8割の収量を確保すること、農作物の品質に著しい劣化が生じないことなど営農に支障を与えないことが求められております。また、パネルの設置により通常より日照量が少ないため、適した作物を選定する必要があります。

以上の条件を満たす当市の農地に適した作物であれば、農作物の種類を問わず可能性はあると考えられ、営農者の収入の安定やエネルギーの地産地消にも一定の寄与はあるものと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、脱炭素先行地域への選定と地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用について伺います。

周知のとおり、この選定と交付金は、地方創生に資する地域脱炭素を推進するためのもので、少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を支援しようというものです。選定される類型は、ソーラーシェアリング等の脱炭素再エネの導入と地域政策がセットになっていることが特徴です。地域政策は、防災、産業振興、農林水産業振興、観光振興、中心市街地住宅地再生、公共交通維持確保、生物多様性保全など多様であります。

2024年度予算は425億円で、交付金の上限額は1計画当たり50億円、交付率は原則3分の2、交付期間は5年間程度となっています。2024年9月27日現在で、全国38都道府県、108市町村の82提案が選定されています。茨城県では、つくば市のみであります。

ここでは脱炭素先行地域への選定と交付金に関して、以下の匠瑳モデルからスマートシティまでの各項目について簡単に説明し、まとめて市の見解を聞かせていただきます。

まず、その実例として匠瑳モデルがあります。千葉県匠瑳市は、ソーラーシェアリングの実績が豊富な地域で、従来からの畑作営農型のソーラーシェアリングに加え、水田営農型のソーラーシェアリングの導入等により市の主要産業である稲作の高収益化を図ろうとしています。同時に、匠瑳市は、日本有数の植木のまちであり、植木産業で排出される未活用剪定枝等を地域バイオマス資源として有効活用し、農業と福祉、防災の連携による市街地のレジリエンス、つまり耐久回復力の強化、さらにソーラーシェアリングの研究、人材育成を行うソーラーシェアリング

アカデミー事業、地域新電力しおさい電力（「ソーラーシェアリング事業者」に訂正あり）経由で地域の高圧需要家への供給等が含まれています。

なお、同市では、市民エネルギーちば株式会社（「ソーラーシェアリング事業者」に訂正あり）が現在、2メガワットの大型ソーラーシェアリングを含め5メガワットを発電し、年間1,000万円の耕作委託金を地元農家に供給しているそうであります。

さらに、鹿児島県知名町の脱炭素再エネの新庁舎があります。高断熱化及び高効率設備等を採用し、従来の建物よりエネルギー消費量を50%以下まで削減した先進構造物、ZEB Readyを実現しました。屋上の太陽光パネルで50キロワットの発電、調光センサー照明器具、大きなひさしも特徴です。脱炭素の新庁舎も脱炭素と地域政策の選定交付金の対象に入っているのではありません。

また、香川県三豊市では、日本初の廃棄物処理技術が約6万人の生活を支えています。2017年に稼働した一般廃棄物処理施設、バイオマス資源化センターみとよは、ごみを燃やさず排水や臭気を出さない処理施設で微生物を活用することでこれを実践し、日量43.3トン、年間1万トンの可燃ごみを処理しています。同施設では、回収した可燃ごみ、一般廃棄物を破砕し微生物などと混合して発酵槽の中で分解処理するトンネルコンポスト方式と呼ぶ処理方式を日本で初めて採用しました。それまで焼却施設が排出していた年間1万トンの焼却のCO<sub>2</sub>を削減したことになります。

福岡県北九州市では、スマートシティを推進し、AIやIoTを活用した次世代エネルギーマネジメントシステムの構築や自動運転バスの実証実験、スマートホームやスマートビルディングを普及促進しています。

実は、牛久市でも、牛久市牛久モデルの脱炭素化推進プロジェクトの可能性が十分にあるのではないのでしょうか。牛久市は、2008年にバイオマスタウン構想を策定し、2012年にはバイオマスタウン産業都市構想の認定を受け、2020年にはゼロカーボンシティとして認定され、2022年には牛久市環境基本計画及び牛久市地球温暖化対策実行計画を改定しました。バイオディーゼル燃料や間伐材、端材などの活用による木質ペレットの生産と消費を行い、ソーラーパネルの公共施設設置と住宅設置支援、さらには、グリーンファームによる耕作放棄地対策や農芸学院内でのワイン向けブドウ栽培等を推進してきました。ソーラーシェアリングや地域新電力を組み込み、牛久モデルの脱炭素化推進プロジェクトをさらに推進することができるのではないのでしょうか。

脱炭素先行地域の募集は、第5回が本年6月17日から28日まで行われました。2025年度に年2回程度の募集をすとしており、第6回を来年2月頃、さらにその後、第7回まで予定しているとのことであります。

ソーラーシェアリングに関しては、地域脱炭素推進交付金だけでなく、令和7年度予算としてみどりの食料システム戦略推進交付金の地域循環型エネルギーシステム構築事業等が組み立てられており、令和6年度には農林漁業循環経済先導地域づくり等の支援策も取り組まれています。

牛久市の状況に合わせ、牛久市の農業と発電を強化し、新庁舎、ごみ処理場、公共交通の整備

等、牛久市のまちづくりに必要な諸施策を推進するために、多種多様な国の支援策等も積極的に活用すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 現在、国では地域脱炭素ロードマップ等に基づき、先行的な脱炭素の取組を行う地域を選定し、支援策として交付金事業を行っておりますが、交付要件として、選定地域での家庭部門及びサービス業などの業務部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ達成等が上げられております。

この制度を活用することは、先進的な取組を進めるために大変有効な手段だと考えますが、選定地域の進捗状況を見ますと、令和4年度選定の45自治体のうち8自治体で事業の進捗率が0%となっており、残りの37自治体の平均は約8%となっていることが、国において実施したフォローアップ調査で分かっております。調査総評の中で、国は、容易に実現できるような計画は選定されていないと述べており、選定後に地域の協力が得られない、資金が確保できないといった様々な問題が顕在し、選定を辞退するケースも発生しております。

市では、今年度より本格的に民間事業者などと連携してバイオディーゼル燃料の新規利用先の開拓を始めており、今後は、新たなバイオマスの利用や太陽光発電の区域内消費の拡充などについても協働して検討を行ってまいりたいと考えております。

脱炭素先行地域の選定に当たっては、先行地域の範囲が特定されていることや民間事業者と実施事業について共同提案する必要があるなど多くの前提要件があり、来年度までに要件を充足することが困難な状況となっております。

再エネ交付金以外にも様々な脱炭素に向けた補助金制度があることから、行政が主体的に行うべき取組を進めつつ、民間事業者との連携も視野に入れながら、要件に適合する補助金を活用して事業を展開してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ありがとうございます。

次に、第2番目の質問に移ります。医療と介護の連携についてであります。

私は、本年3月の第1回定例会で安心できる医療と介護について一般質問しました。その中で、医療と介護が共に市民にとっても市財政にとっても負担増になっている。そして、医療では長期間入院で病床は多いが、医師が不足し看護師も不足している状況。介護では、特別養護老人ホームが7か所で定数487名、介護老人保健施設が3か所で定数229名、訪問介護事業所が15か所となっておりますが、稼働率、介護職員の必要数及び充足数は把握していないとのことでした。

高齢化と医療技術向上等により医療費はさらに増加し、医療機関の切迫状況も漏れ伝わります。そこで、今回は、本年3月以降の医療費の増加と医療機関の切迫状況について説明を求めます。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 本年10月11日に厚生労働省が発表した令和4年度国民医療費の概況によりますと、令和4年度の国民医療費は4兆6,967億円であり、前年度の4兆3,599億円に比べ1兆6,608億円、3.7%の増加となっております。当時はコロナ禍であり、

医療控えが起きていたにもかかわらず医療費が伸びており、これは医療技術の進歩や高額な医薬品の開発により費用が増えていること、多くの受診が必要である高齢者が増えたことなどが原因であると考えられます。

牛久市の状況ですが、令和3年度から5年度の医療費総額及び保険者負担分についてお答えいたします。

まず、国民健康保険の65歳から74歳までの年齢層につきまして、令和3年度の医療費総額が40億8,150万円、保険者負担分が31億399万円、令和4年度の医療費総額が38億9,249万円、保険者負担分が29億6,698万円、令和5年度の医療費総額が36億7,627万円、保険者負担分が27億9,573万円となっております。

同様に、後期高齢者医療の年齢層につきましては、令和3年度の医療費総額が102億1,916万円、保険者負担分が94億2,308万円、令和4年度の医療費総額が109億3,676万円、保険者負担分が100億3,769万円、令和5年度の医療費総額が120億1,715万円、保険者負担分が109億9,074万円となっております。

国民健康保険に関しましては、加入者が減少していることから医療費総額、保険者負担分、ともに減少しておりますが、後期高齢者医療に関しましては、逆に加入者が増加していることから、共に増加している状況です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 本年の第1回定例会では、在宅医療の体制整備に関して、病院や診療所と介護施設の連携の必要性と現状について同様に質問をいたしました。医療介護の費用増大と切迫状況を打開するために、医療と介護の連携強化とICTやAIなど遠隔技術の応用が不可欠と思われませんが、その後の進展状況を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 令和6年第1回定例会での答弁のその後についてお答えいたします。

当時、茨城県において第8次保健医療計画の策定作業中で、県から各市町村に対し在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の推薦を求められておりました。市では、関係機関である龍ヶ崎保健所、牛久市医師会と打合せを重ねた結果、医療機関にはセントラル総合クリニック、拠点には牛久市医師会が運営する訪問看護ステーションうしくをそれぞれ推薦いたしました。今年度から運用している茨城県第8次保健医療計画には、市で推薦したとおりに位置づけられております。

医療介護の連携について、今年度、牛久市医師会主催の医療介護従事者向け講演会や茨城県主催のセントラル総合クリニックの医師によるケアマネジャーへの講演会が行われましたが、市では、開催に当たり、茨城県と各団体同士の橋渡しや日程調整、後援などを行い、連携の強化を図ってまいりました。いずれも参加者からは、興味深い内容でふだん聞けない話が聞けた、大変勉強になった、ぜひまたやってほしいなどの声を聞いております。

引き続き、医療・介護の関係者が連携しやすい環境を整備し、従事者相互の顔の見える関係を構築できるよう支援してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 住宅と家族構成等にもよりますが、手術等を終えた後に住み慣れた自宅等での療養を希望する方も多いと思われまます。症状にもよりますが、療養をするのに病院に入院しての療養と在宅での療養は、費用も大きく異なるとも聞いております。例えば、要介護5で在宅介護を受ける場合、介護費用はどのくらいになるのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 在宅で家庭介護をされている場合で、特に要介護5の認定を持った方に対する介護費用についてお答えいたします。

厚生労働省の資料によりますと、要介護5の認定を持った方が様々な介護サービスを組み合わせて日常生活を営んでいく場合の一月当たりの平均費用は、支給区分限度額の65%程度とされております。

支給区分限度額とは、在宅で介護サービスを受ける際、1か月に利用できる上限金額のことを言います。これは国によって定められており、要介護度ごとにその上限金額は異なります。要介護5の方であれば36万2,170円が支給限度額となり、各介護度ごとの設定金額の中では一番高く設定されております。先ほど申し上げました65%で計算してみますと、23万5,410円が要介護5の方の在宅介護サービスにかかる平均費用となります。

実際には、御本人の自己負担割合によって1割から3割の金額をサービス事業者に対しお支払いいただくこととなります。具体的には、1割負担であれば2万3,541円、2割負担であれば4万7,082円、3割負担であれば7万6,233円となります。

介護サービスをご利用いただく際には、御本人の状態や御希望に添ったケアプランをケアマネジャーと一緒に作成いただきながら、支給区分限度額も考慮しつつ、様々な介護サービスを組み合わせて日常生活を過ごしていただきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 一人暮らしの高齢者が増加していますけれども、彼らの中で最期のみとりについて不安を感じている方も少なくありません。現在は医療機関で最期を迎える方が圧倒的に多いようですが、在宅や施設で生活する場合、みとりの面倒を見てもらえる体制はどのような状況でありましようか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 国の進める在宅医療介護では、在宅療養者の生活の場において、特に連携した対応が求められる場面として日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、みとりという4つの場面を挙げています。みとりについては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最終段階において望む場所でのみとりを行えるように、医療・介護の関係者が対象者本人、家族と意思を共有し、それを実現できるように支援することが目指すべき姿とされていいます。

2020年に日本財団が行った人生の最期の迎え方に関する全国調査によれば、あなたは死期が迫っていると分かったときに人生の最期をどこで迎えたいですかという質問に対し、58.

8%の人が自宅と回答しており、次いで、33.9%が医療機関、4.1%が介護施設、3.1%がその他、0.1%が子の家という結果が出ております。

一方で、厚生労働省の資料として、実際に死亡した場所を集計したものがあり、2021年の状況では、自宅が17%、医療機関が67%、介護施設・老人ホームが14%という希望と現実が異なっていることを示す結果が出ております。

このような中、牛久市民のみとりの場の状況を知るため、市内の介護事業所におけるみとり関連の介護給付費の算定状況を今年4月から9月までの半年間で集計したところ、訪問看護などの在宅介護サービス提供事業所では6件、グループホームや特別養護老人ホームなどの施設系介護サービス事業所では28件、合計で31件のみとりが行われたことが分かりました。市内においても、自宅やついの住みかとして選んだ施設で必要な医療・介護サービスを受けながら最期を迎えることができた方がいることがうかがえる結果となりました。

みとり以外の3つの場面におきましても、本人の意思決定の選択肢に幅を持てるよう、引き続き、在宅医療介護の連携を推進してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ありがとうございます。

第3番目の質問は、地域コミュニティ活性化事業、いわゆるたまり場についてであります。

まず、地域コミュニティ活性化事業の現状をお聞きします。そして、現在の補助金、通称たまり場補助金の補助の要件が地域コミュニティの活性化に合致しているのか。特に、年間3分の2以上開放していること、つまり集会所を開けておくことは必要性があるのかどうか、効果があるのか、一律化する必要があるのか、これらについて伺います。私も会館管理に参加していますが、開放していてもほとんど誰も来ません。会館に来られるのは同好会等の活動に参加する人がほとんどで、それらの地域活動を活性化しなければ地域コミュニティの活性化にもつながらないのではないかと思います。いかがでありましょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 お答えいたします。

牛久市地域コミュニティ活性化事業補助金、いわゆるたまり場補助金につきましては、今年度35行政区に対して補助金の交付を行っております。

補助金の交付を受けるには、集会所を当該行政区の内外を問わず市民活動団体に広く無償で貸し出していること、集会所周辺地域を広く巻き込んだコミュニティづくりに役立っていること、集会所を年末年始を除き地域住民に年間3分の2以上開放していることの3つの要件を全て満たす必要がございます。これらの要件に基づき、集会所を開放することで、地域の活性化や地域福祉の増進に一定の効果をもたらしてきたものと認識しております。

しかしながら、一部の行政区では、3分の2以上開放する要件が厳しいという意見が上がっているほか、積極的な呼び込みなどが行われないうまま、ただ、会館を開けていることだけではいかなものかとの声が出ていることも事実です。

したがって、地域コミュニティの活性化や地域住民の福祉の増進という目的に沿った範囲に

において、要件の緩和や制度の見直しについて、現在、検討を進めているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 今のお話にもありましたけれども、現在、たまり場を実施しているのは35行政区、それ以外の29の行政区は実施していません。大ざっぱに言えば約半分という状況です。補助要件の厳しさも影響しているのかもしれませんが、市全体の地域コミュニティーの活性化を考えた場合、半数近くの29行政区が未実施という状況への対応は不可欠と思われま

す。市の見解をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 現在、牛久市には64の行政区がございます。その中でたまり場補助金の申請をさせていただいている行政区は35行政区となります。たまり場の実施は申請制となっており、行政区活動の参考となるよう、毎年、行政区活動の手引を配布し、その中でたまり場補助金について全行政区長へ周知しているところでございます。また、新任区長に対しては、補助金等説明会を開催し、たまり場補助金の説明も重ねて行っている状況です。

たまり場の実施については行政区の判断となりますが、行政区によっては、集会所を無償で貸し出していないなどの理由で補助金の要件に適合せず申請しない行政区もございます。

いずれにせよ、現在の要件が厳しく実施できない行政区もあることを考慮し、先ほど申し上げたとおり、要件の緩和も含めた制度の見直しを行っているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 未実施の行政区対策も含めて、地域コミュニティーの活性化を考えた場合、様々な地域活動も含め一定の目的性も検討すべきではないでしょうか。特に高齢化が進む中で、介護予防、防災等への関心は高いのではないのでしょうか。市民の自主的な文化スポーツ活動とともに、市としてそれらに応える取組、例えば、年に数回でも講座やイベント等の開催も考えたかどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 たまり場の目的としましては、地域コミュニティーの活性化を図るとともに、地域住民の福祉の増進も掲げております。実際、かっぱつ体操やヨガ、太極拳など健康増進に向けた活動が各地域で行われているほか、民生委員と連携してボランティアによる市民カフェやお茶会を開くことで、独居高齢者に集会所へ来ていただく取組を行っている事例もございます。

こうした活動が介護予防や高齢者のひきこもり対策へ効果的につながっているものと認識しておりますので、目的の検討を行うというよりも、こうした活動をいかに普及させていくかが重要であると考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、一律の月額7万円の補助は適当でしょうか。行政区は、相当大きな規模の違いがあり、地域活動の量の違いも大変大きなものがあります。基準額をある程度

に定め、行政区の規模や活動量に応じた補助をプラスするような方法も考慮してはいかがと考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 たまり場補助金は、年間を通して集会所を開放していることから、会館の光熱水費等、集会所の開放に要する経費に充てていただくことを前提としており、行政区ごとの世帯数の大小にかかわらず補助金額を一定に設定してまいりましたことは、過去の答弁で述べているとおりでございます。

しかしながら、現在、たまり場補助金の要件緩和や対象経費等についても検討することで、一律の補助金額について見直しをかけているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 最後に、現在、検討中ということではありますが、いつ頃をめどにどのような段取りを踏んで結論を出そうとしているのかお聞きいたします。特に各行政区の方々の意見を十分に聞いて進めていく必要があると思いますが、その点、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 議員おっしゃるとおり、行政区の意見を聞くことは非常に大事だと考えております。各行政区の意見を聞きながら、今年度中には何かしらの方向性を見いだしていければと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 どうもありがとうございます。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で17番杉森弘之議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後4時19分延会